

令和5年度
全国家畜衛生主任者会議資料

令和5年4月20日
消費・安全局畜水産安全管理課

目 次

I 畜産物の安全性確保（生産安全班関係）	1
1. 生産資材の安全確保に関する取組	
2. 畜産物による人への健康被害を防止するための取組	
3. 食品衛生に係る飼安法等違反が発生した場合の対応	
4. 輸出畜産物にかかる対応	
II 牛トレーサビリティ制度（牛トレーサビリティ企画班関係）	3
1. 制度の取組状況	
(1) 牛の個体識別情報	
(2) 制度の信頼性を確保するための措置	
(3) 都道府県等との連携強化	
2. 生産段階におけるこれまでの違反事案と対応（平成16年度～）	
(1) 生産段階	
(2) 流通段階	
参考資料 1	
III 獣医師及び獣医療の提供（獣医事関係）	7
1. 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の公表及び「都道府県計画」の策定	
2. 獣医師確保対策	
(1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業（一般予算）	
(2) 家畜の遠隔診療	
(3) 産業動物診療施設資金貸付制度（平成4年度～）	
3. 獣医師法第22条の届出	
4. 獣医師国家試験	
5. 獣医師の行政処分	
6. 「獣医師の責務についての講習会」の開催	
7. 愛玩動物看護師	
8. 獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく診療施設	
9. 獣医療における放射線診療の体制整備	
10. 獣医療広告制限見直し	
参考資料 2	
参考資料 3	
参考資料 4	
参考資料 5	
参考資料 6	
参考資料 7	
参考資料 8	
参考資料 9	

IV 動物用医薬品等の安定供給、有効性及び安全性の確保等（薬事安全企画班・薬事監視指導班・薬事審査管理班関係）	26
1. 動物用医薬品等の安定供給	
2. 薬機法の改正について	
3. 動物用医薬品の適正使用の徹底	
4. 動物用医薬品等の輸入監視	
5. 動物用医薬品の製造販売業の許可等の現状	
6. 動物用医薬品販売業者の許可の現状	
7. 動物用医薬品製造販売業者等に対する監視指導	
8. 動物用医薬品等の承認プロセスの改善	
9. 動物用ワクチンの品質管理制度の見直し	
V 薬剤耐性（AMR）対策（薬剤耐性対策班・飼料安全基準班関係）	30
1. 背景	
2. 新アクションプランのポイント	
(1) 構成	
(2) 動物分野における新規および強化する取組例	
(3) 成果指標	
3. 今後の取組について	
参考資料 10	
参考資料 11	
VI 飼料の安全性の確保等（飼料安全基準班・飼料検査指導班・粗飼料対策班・愛玩動物用飼料対策班）	35
1. 飼料安全をめぐる最近の情勢	
(1) 食品循環資源を給与する農場等への調査及び指導について	
(2) GHG 削減を目的とする飼料添加物の安全確保	
(3) ゲノム編集飼料	
(4) 飼料 GMP の導入推進	
(5) BSE 飼料規制の見直し	
(6) 国産飼料中のかび毒の低減対策	
2. ペットフードの安全確保に関する取組	
参考資料 12	
参考資料 13	
参考資料 14	
参考資料 15： 令和5年度予算概算決定の概要	46

I 畜産物の安全性確保 (生産安全班関係)

1. 生産資材の安全確保に関する取組

畜水産物の安全を確保するためには、生産から加工・流通・消費までの各段階において、リスクの程度を把握し、各段階で必要なリスク管理措置を着実に実施していくことが不可欠。生産段階では、飼料の安全基準や動物用医薬品・飼料添加物の使用基準の設定などのリスク管理措置を策定・実施・見直しを的確に行う必要。

このため、有害化学物質や薬剤耐性菌の調査・試験を実施するとともに、新たな分析・試験方法の開発等を進めていくことが重要。

<調査・試験等の例>

- ・ 飼料の安全性を確認する試験：
かび毒等の有害化学物質を家畜に投与し、畜産物中の有害物質の残留濃度や家畜の健康影響を確認。
- ・ 動物用医薬品の使用基準・休薬期間を設定するための調査：
食品安全委員会へのリスク評価に資する基礎資料を作成するための情報整備。
- ・ 薬剤耐性菌のモニタリング調査：
家畜、愛玩動物、水産動物における薬剤耐性菌の動向調査。
- ・ 有害物質等の分析・試験方法、安全性評価方法、リスク低減技術の開発：
飼料等に適用できる有害な試薬を用いない分析法の開発。

2. 畜産物による人への健康被害を防止するための取組

取組の優先度が高い有害化学物質や有害微生物に関しては、畜産物中の汚染実態を調査した上で、調査結果等に基づく生産段階でのリスク管理措置の策定等が重要。このため、消費・安全局は、令和3年3月、「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」及び令和3年度から令和7年度までの5年間を対象とした「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」を公表。

当班では、畜産物中（5品目（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳））のダイオキシン類の含有実態調査などを実施。

今年度は、「令和5年度食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」（令和5年3月公表）に基づき、はちみつ中のピロリジジナルカロイド類（植物毒）の含有実態調査を実施予定。

3. 食品衛生に係る飼安法等違反が発生した場合の対応

飼安法、薬機法及び牛トレサ法に違反する事案が発生した際、生産物の回収・差止め等が必要となる場合があるが、関係者への速やかな情報共有を行い、迅速かつ的確な対応を行うためには、平常時における体制整備が重要。

このため、畜水産安全管理課では、事案の報告があった際の畜産局や厚生労働省等の

省内外の関係部局、畜産関係団体への連絡体制、生産物の流通先の把握等に漏れがないよう、マニュアル、チェックリスト等を整備。

なお、作成時から時間が経過したことから、連絡体制を含めたマニュアルの更新や必要に応じて、見直しを実施予定。

4. 輸出畜産物に係る対応

輸出前の検査で、畜産物から基準値以上の物質が検出された事例あり（令和4年度、2事例）。その際、検出された原因究明の一環として、都道府県において、衛生部局と協力し農場調査等を実施してもらう必要。

具体的には、輸出農場で使用している生産資材（飼料、飼料添加物、動物用医薬品）の購入・使用記録、保管状況などの調査等を実施。

同様の事例が発生した場合、輸出畜産物を含めた生産段階における安全性向上のため、農場調査への技術的助言を実施。

Ⅱ 牛トレーサビリティ制度 (牛トレーサビリティ企画班関係)

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（略称「牛トレーサビリティ法」）は、BSE のまん延防止措置の的確な実施を図ることを主な目的として、平成 15 年 12 月 1 日から生産・と畜段階の措置が施行され、平成 16 年 12 月 1 日から流通段階の措置が施行された。

牛トレーサビリティ制度は、BSE のまん延防止のみならず、国産牛肉の信頼性の確保に資するため、関係者が協力して運用が図られたことにより、生産から流通・消費の段階に至るまで相当程度定着してきたところ。

牛の個体識別情報は、牛の生産現場における個体管理や生産履歴の公表、各種補助事業の実施に係る確認事務の効率的な実施等広く利活用されており、牛及び牛肉の生産・流通において必要不可欠な制度となっている。

1. 制度の取組状況

(1) 牛の個体識別情報

独立行政法人家畜改良センターが管理しているデータベース（牛個体識別台帳）に記録・蓄積されている頭数は令和 3 年度末現在で約 2,901 万頭（R2 年度：約 2,770 万頭）、令和 5 年 2 月末現在で、データベースに登録されている飼養頭数は約 396 万頭（R4.2 末：398 万頭）、牛 1 頭以上飼養されている施設は約 50,300 か所（R4.2 末：52,700 か所）となっている。

都道府県の家畜衛生部局等におかれては、職務上必要である場合に限り、業務を管轄する地域の牛群情報等を利用することが可能（「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」（平成 21 年 10 月 28 日付け 21 独家セ第 1121 号））となっているので、必要な場合には独立行政法人家畜改良センターに相談されたい。

(2) 制度の信頼性を確保するための措置

地方農政局等が牛の管理者、と畜者、牛肉の販売業者、特定料理提供業者（主として「焼き肉」、「しゃぶしゃぶ」、「すき焼き」、「ステーキ」を提供している事業者）に対して立入検査等を実施。

立入検査等の結果、牛トレーサビリティ制度が適切に遵守されていない場合は、管理者等に対して指導を実施。

また、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号が正確に伝達されていることを確認するため、と畜直後の枝肉（令和 4 年度約 109 万頭分）から採取した照合用サンプルと、小売店等から買い上げた牛肉から採取した調査用サンプルとの DNA 鑑定を実施。

(3) 都道府県等との連携強化

① 生産段階

牛トレサ（生産）業務については、令和7年度までに段階的に地域拠点から地方農政局等本局（所）へ移行することとしており、既に北海道農政事務所、北陸農政局（富山県及び福井県）、東海農政局、近畿農政局が移行済となっている。引き続き、制度の円滑かつ適正な運用を図るため、効果的かつ効率的な監視・指導に努めてまいりたい。

また、例年紹介させていただいているが、耳標を誤装着したまま出荷・と畜するケースや所在不明牛の状況を聞き取っていくうちに、死亡して所有地に埋却していたなどの事案が散見されている。このような事案については、都道府県畜産主務課や家畜保健衛生所等との情報共有を図りつつ、管理者等への合同調査等を実施していくといったことも想定されることから、引き続き、関係機関との連携強化を図り意見交換等を実施していくこととしている。

② 流通段階

流通段階の監視業務については消費者行政・食育課が担当しており、地方農政局等の米穀流通・食品表示監視課が監視業務を実施。地方農政局等は、偽装表示等疑義事案の情報提供があった場合、都道府県表示担当部局等との情報共有及び販売業者等への合同調査等を実施している。

2. 生産段階におけるこれまでの違反事案と対応（平成16年度～）

(1) 生産段階

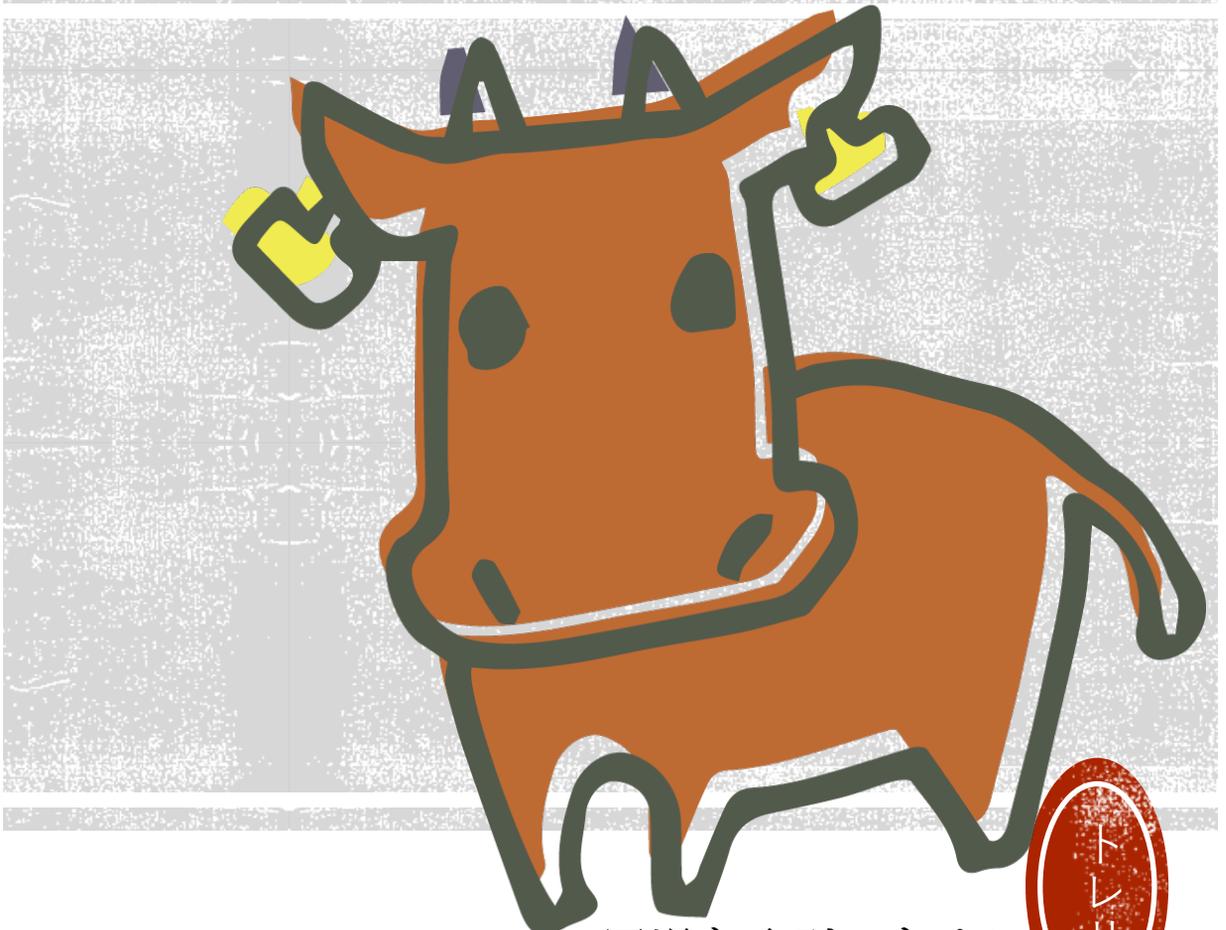
平成16年度から令和4年度までに催告・公表した事案は15件、うち告発したものは4件

(2) 流通段階

平成17年度から令和4年度までに勧告・公表した事案は61件

耳標の確実な装着と 迅速かつ正確な届出

- ・耳標が両耳に装着されていない牛は異動できません。
- ・出生、異動等の届出を偽ると、行政処分や罰則の対象となったり、補助事業に参加できなくなることがあります。



円滑な取引のために



<問い合わせ先>

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 牛トレーサビリティ企画班
 北海道農政事務所 消費・安全部 畜水産安全管理課
 東北農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 関東農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 北陸農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 東海農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 近畿農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 中国四国農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 九州農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課

TEL : 03-3502-8111 (内線4548)
 TEL : 011-330-8816 (直通)
 TEL : 022-263-1111 (内線4628)
 TEL : 048-600-0600 (内線3219)
 TEL : 076-263-2161 (内線3722)
 TEL : 052-201-7271 (内線2829)
 TEL : 075-414-9000 (直通)
 TEL : 086-224-4511 (内線2389)
 TEL : 096-211-9111 (内線4252)
 TEL : 098-866-1672 (直通)

MAFF
 農林水産省

酪農家 肉用牛農家の 皆様へ

届出Webシステムをご存知ですか

パソコン、スマートフォン、タブレットを
利用して牛の届出を行っていませんか？

独立行政法人 家畜改良センター
牛の個体識別情報検索サービス

スマートフォン・携帯用サイトはこちら

独立行政法人 家畜改良センター

検索をされる方 (牛トシ制度) | 届出をされる方 (農家の方) | 個体識別情報の活用 | その他/リンク | お問い合わせ (よくある質問)

個体識別番号の検索

ご利用手順 | 利用上の注意

届出Webシステム

届出Webシステムについて

届出Webシステムの
操作手順はこの
リンクをクリック

届出Webシステム
のご利用はこのボタン
をクリック

—主な特長—

- スマートフォンやタブレット 端末のご利用が可能
- けい養牛リストや在庫耳標の確認も可能
- 過去90日以内の届出内容を画面上で確認することができ、ダウンロードすることも可能
- 届出した内容の修正請求手続きも可能

届出Webシステムのご利用は

牛の個体識別

検索

<https://www.id.nlbc.go.jp/>

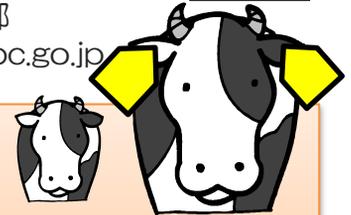


【お問い合わせ先】

独立行政法人 家畜改良センター個体識別部

TEL : 0248-48-0596 E-Mail : id@nlbc.go.jp

家畜の死体は必ず化製場で処理を！



- 家畜の死体は、化製場で処理することが、法律で義務づけられています。
- 耳標の装着の有無にかかわらず、死亡した家畜を自分の農場に埋めることは「化製場等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反します。また、死亡の届出を忘れずに！
(死亡の届出の引渡し先は、化製場又は家畜保健衛生所となります。)

Ⅲ 獣医師及び獣医療の提供 (獣医事関係)

1. 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の公表及び「都道府県計画」の策定

獣医療法（平成4年法律第46号）に基づき、令和2年5月に新たな「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を公表。

この新たな基本方針に基づき、地域の実情に応じた適切な獣医療提供体制の整備を計画的に実施するため、都道府県計画の策定等に向けた検討を都道府県にお願いしているところ。本年3月末時点で41道県が計画を策定。策定済の道県には、計画の着実な実施をお願いする。

なお、新たな基本方針及び都道府県計画の実現に資するよう、令和4年度は獣医事審議会による調査を宮崎県の御協力の下で実施。調査概要は獣医事審議会計画部会で報告するとともに各都道府県に共有。

2. 獣医師確保対策

獣医療の提供体制の整備に関連する主な施策・事業は以下のとおり。

(1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業（一般予算）

ア 獣医師養成確保修学資金給付事業

将来、地域の産業動物診療又は都道府県の家畜保健衛生所の家畜防疫員等を志す高校生等に対し、大学入学前に大学に納付する費用（入学金、授業料、実習費等）を上限とする修学資金を、獣医学生に対し、月額18万円（国公立大学は月額10万円）を上限とする修学資金（最長6年間）を給付。

令和4年度の実績では、一部の県において当初の新規給付人数を下回る実績が上がってきた。新規給付人数増を希望する地域が多数ある中、令和5年度予算額は微増となったところ。

産業動物獣医師の地域偏在については、各都道府県が地域の実態を踏まえて目標達成に向け取り組むことが重要であり、国としては、真に産業動物獣医師確保・育成に取り組んでいる地域を支援する方針。限られた予算の効果的な執行を図るとともに、修学資金の配分に関する透明性及び公平性を確保するため、令和5年度については、配分の考え方を明確化したうえで、各地域の公募資料を精査し、配分を決定したところ。

また、執行率が低下すると、後年度のさらなる予算削減につながりかねないことから、修学生の確保が確実に見込める計画の策定をお願いするとともに、募集終了時期の統一及び減額・追加交付など、多額の不用を生じさせない事業執行に御協力いただきたい。

さらに、入学金から給付する地域枠についても、希望するすべての地域に枠を割り当てることができなかった状況であったことから、都道府県単独事業の修学資金を活用した入学も可能であるということ、地域枠入試を設けている大学に対し、

確認をとったところ。引き続き、各地域において都道府県単独事業としての予算要求や地域枠入試に関する大学への働きかけ等をお願いする。

イ 獣医師確保・能力向上支援・就業支援・地域獣医療体制整備支援事業

(ア) 臨床実習等支援事業

- ・獣医学生を対象に、家畜保健衛生所や産業動物診療の現場に同行した臨床実習の実施や理解醸成のための講習会等を開催。

(イ) 獣医師能力向上・就業支援・地域獣医療体制整備支援事業

①新規獣医師臨床研修促進事業

- ・獣医師としての経験が少ない新規獣医師を対象に、臨床現場における知識や技術を修得するための実践的な初期臨床研修等を実施。

②管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援事業

- ・診療獣医師を対象に、管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する短期及び長期の研修等、セミナーや理解醸成のための講習会・検討会を実施。
- ・診療獣医師を対象に、高度獣医療に関する技術研修・セミナー、小動物診療獣医師が産業動物分野に参画するための研修及び専門性の高い獣医療の提供のための調査・検討を実施。
- ・女性獣医師等を対象に、職場復帰・再就職に当たって最新の知識を習得するための研修等を実施。
- ・産業動物診療施設の雇用者を対象に、女性獣医師等の就業に対する理解醸成のための講習等を実施。
- ・獣医学生を対象に、ライフプランを考える機会を提供するためのセミナー等を実施。
- ・女性獣医師等の就業支援のため、ロールモデルの紹介、e-ラーニングや求人情報等の幅広い情報を一元的に提供する総合的な情報プラットフォームを公開。
(URL:<http://www.nichiju-shien.com/>)
- ・公務員獣医師や産業動物診療獣医師の中途採用向けに職場紹介セミナー等を実施。

③ 地域獣医療体制整備対策事業、

- ・獣医療提供体制の効率化が求められる地域をモデルとして、デジタル技術を活用した、場所を選ばない迅速な診断を可能とする遠隔診療を試行的に実施、その取り組みを動画等にまとめ、周知。

(動画 URL) <https://www.youtube.com/watch?v=TqTmrKl9G9o>

(動画 URL) https://www.youtube.com/watch?v=XtyR1N_HfdU

※さらに、上記③については、令和4年度補正予算(56百万円)を措置。

(2) 家畜の遠隔診療

家畜の遠隔診療については、一昨年12月に、家畜の遠隔診療の積極的な活用のた

めの留意事項等を取りまとめ、通知として発出。昨年8月には遠隔診療における動物用医薬品の取扱に関する通知を発出し、先述の事業の活用と併せ、積極的な活用による獣医療提供体制の整備を呼びかけている。

(3) 産業動物診療施設資金貸付制度（平成4年度～）

都道府県知事の認定を受けた診療施設整備計画に基づき施設の整備を行う産業動物開業獣医師、農業共済団体等に対し、(株)日本政策金融公庫から診療施設の整備のために必要な長期低利の資金の貸付。

令和2年度の貸付実績は7件、106百万円と1億円越えた。令和3年度は56百万円と減少したものの、令和4年度は、正確な値はまだ判明していないが、1億円を超える見込み。

産業動物診療施設に対する融資（農林漁業施設資金）の概要

○利率（※令和5年4月11日現在）

→1%※（融資期間に関わらず固定）

○融資額

→負担額の80%まで

○融資対象

→産業動物に係る技術の高度化のための機器導入、施設増改築

→産業動物診療に従事する獣医師の増員に際して必要となる機器導入、施設増改築等

○返済期間

→10年以内

（最大2年間の据置期間があります）

○主な要件

→都道府県に診療施設整備計画を認定されていること

○産業動物診療

→牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら等の診療

（その他の動物も診療している場合、目安として5割以上が産業動物であること）

3. 獣医師法第22条の届出

獣医師法第22条に基づく届出は、地方からの提案等に関する対応方針等を踏まえ、届出事項に防疫業務への協力可否等を追加し、本年1月の届出からオンライン申請の受付を開始。最終的に全体届出の約10%となる、4,000件近くのオンライン利用がなされた。当課においては、引き続き、届出事務のあり方について検討を続けていくに当たり、都道府県へのアンケート等の意見募集も検討しているので、今後とも協力をお願いしたい。

4. 獣医師国家試験

令和4年度獣医師国家試験(第74回)は、令和5年2月14日(火)及び15日(水)に、北海道、東京及び福岡の3試験地で実施した。受験者は1,254人(新卒993人/既卒等261人)、合格者は877人(新卒805人/既卒等72人)、合格率は69.9%。

獣医師国家試験は、飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について、獣医事審議会が試験を行うこととなっている。現在、約60名の学識経験者に委員等として対応いただいている。令和4年度から、獣医事審議会試験部会に所属する専門委員として、より一層、現場に必要な知識及び技能を問う国家試験をとという観点から地方公務員の獣医師2名にも御協力いただいている。

5. 獣医師の行政処分

平成16年以降、行政処分を受けた獣医師は増加しており、昭和30年以降に行政処分を受けた獣医師の約56%を占めている。特に、獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為のみならず、業務に直接関係しない内容により罰金以上の刑に処せられる事例も発生。このため、平成27年12月、獣医事審議会免許部会から「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」が公表され関係者へ周知。獣医師のコンプライアンスの徹底や職業倫理の向上について、社会的な要請が高まる中、獣医学生及び獣医師に対して法令遵守の意識付けを強化。

なお、各都道府県及び関係団体には、獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を把握した場合は、その旨を当班へ適時・適切に報告するよう依頼している。

6. 「獣医師の責務についての講習会」の開催

獣医系大学の学生に対して、獣医師の業務に係る法規について解説し、関連法規の遵守の重要性について理解を深めるための講習会を開催している。

7. 愛玩動物看護師

動物看護師については、獣医師の団体や民間の教育機関等が、独自に資格を認定してきたが、平成25年2月からは、動物看護師統一認定試験が実施されており、民間主体で、動物看護師の知識や技術レベルを高位平準化の取組が行われてきた。

令和元年6月に議員立法により愛玩動物看護師法(令和元年法律第50号)が制定され、令和4年5月より施行された。

令和4年度は、令和4年11月6日に第1回愛玩動物看護師国家試験予備試験(同年12月1日、合格発表(合格者9,794人、合格率99.5%))、令和5年2月19日に第1回愛玩動物看護師国家試験(3月17日合格発表(合格者18,481人、合格率88.9%))を実施した。合格者は、指定登録機関である(一財)動物看護師統一認定機構に愛玩動物看護師名簿への登録を申請し、令和5年4月1日に愛玩動物看護師が誕生したところ。

愛玩動物看護師が社会で活躍できるよう、引き続き、法律を共管する環境省と連携し、愛玩動物看護師制度の推進に取り組んでまいりたい。

<参考>農林水産省ウェブサイト

愛玩動物看護師

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/index.html

愛玩動物看護師法に関する Q&A

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/qanda.html

8. 獣医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく診療施設

診療を業務とする獣医師は、獣医師免許を受けた後も獣医系大学の飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修を行うよう努めるものとされている。診療施設から指定の希望があれば当課に相談願いたい。現在指定を受けている診療施設は以下のとおり。

- ① 臨床研修を行う診療施設 : 11 施設
(産業動物 : 5、小動物 : 6)
- ② 共同して臨床研修を行う診療施設 : 10 施設群
(産業動物 : 9、小動物 : 1)

9. 獣医療における放射線診療の体制整備

飼育者からの高度な放射線診療の要請に応えるために、平成 21 年 2 月に獣医療法施行規則の一部を改正する省令及び関連告示が施行され、リニアック等を用いた放射線治療や放射性同位元素（テクネチウム 99m、フッ素 18）を活用した医薬品による PET 検査等を適切に実施するための診療施設の構造設備の基準や医薬品を投与した飼育動物の退出基準等が整備された。さらに、使用直前に診療施設内のサイクロトロン装置等により製造する放射性同位元素（炭素 11、窒素 13、酸素 15）を活用した薬剤（院内製造薬剤）を活用した犬猫の PET 検査を適切に実施するため、飼育動物の退出基準に院内製造薬剤を加える旨の告示改正等が整備された。

その後、獣医療法施行規則の累次の改正により、令和 3 年 4 月に放射線診療従事者等の眼の水晶体の線量限度の引き下げ、令和 4 年 8 月に口内法撮影用エックス線装置に係る防護措置の設定を行ったところ。引き続き、放射線診療従事者等の放射線の防護等について、御指導願いたい。

10. 獣医療広告制限見直し

獣医療に関する広告については、獣医療の受け手である飼育者の利用者保護の観点から、獣医療法、獣医療法施行規則により厳しく制限されてきた。

その後、獣医療サービスの高度化、専門化が急速に進むとともに、愛玩動物看護師制度の開始、情報発信媒体の変化など獣医療を取り巻く状況が大きく変化しており、飼育者が診療内容を正しく理解し、治療方法等の選択を適切にできるよう、見直す必要があった。

このため、令和 4 年 7 月、獣医療広告制限の見直しについて獣医事審議会に諮問し、複数回の審議を重ねた結果、医療法において広告可能な「客観的で正確な情報」については、獣医療においても飼育者が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できる

よう広告制限の見直しを実施する旨、令和5年3月に答申された。

今後、令和5年10月に向け、獣医療法施行規則の改正及び獣医療広告ガイドライン改訂の手続きを進めてまいりたい。

<参考>令和4年度獣医事審議会第4回免許部会 配付資料一覧

https://www.maff.go.jp/j/council/zyuizi/menkyo/r04_4/230317.html

※ 本年10月より獣医事関係業務を行う班が1班増える見込み。

獣医療法に基づく都道府県計画の策定状況

参考資料2

令和5年4月現在

策定済:41

策定中:6



便宜上、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島、佐渡、淡路、対馬以外の各島は省略している。

宮崎県における産業動物獣医療提供 体制に関する調査概要

令和 5 年 3 月 3 日

令和4年11月17日～18日 宮崎県における獣医療県計画の現地調査（概要）

< 獣医療県計画の状況 >

策定に向け、獣医師の確保目標等の詳細を最終調整中。

< 全体 >

- 飼養頭羽数：乳用牛全国13位、肉用牛全国3位、豚全国2位、採卵鶏全国22位、ブロイラー全国2位（R4年）
- 家畜は県内に広く分布しているが、特に都城市に集中（農業産出額で33%）
- 宮崎県特有の品種：牛（宮崎牛）、肉用鶏（みやざき地鶏頭（じどっこ））等

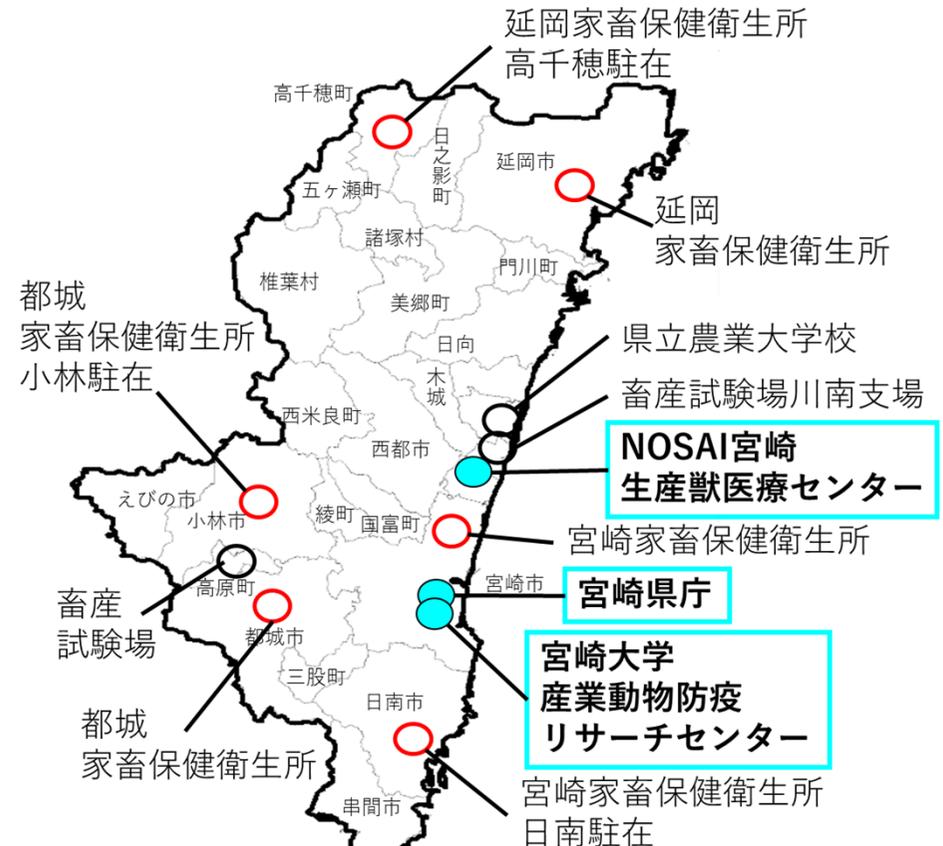
< 調査結果の概要ポイント >

（産業動物診療の取組等）

- 1年契約で、月1～2回の訪問により農家のニーズに応える生産獣医療の取組。病傷事故外診療収入として黒字化に寄与。
- 臨床検査技師、受精卵移植師との業務分担。
- SNSの活用によるVtoV（獣医師同士の遠隔診療）。
- 確保対策では新卒獣医師の求める研修等を充実。
- 今後、遠隔診療の活用推進には管理獣医師が不可欠。

（公務員獣医師確保の現状と課題）

- 再任用の活用、優先的な配置により家畜保健衛生所の獣医師を確保する一方、本庁等の獣医師が減少。
- 確保対策としては、インターン、修学資金、各種説明会の開催、就業後の研修等の各種取組を充実。
- 家保のあり方検討会を設置し、今後、農場巡回の効率化、労働環境について検討予定。
- 野生動物のモニタリング調査を宮崎大学が受託。その他、大学が研修等を通じて県の診断・研究をサポート。



宮崎県より提供

NOSAI宮崎生産獣医療センター

<現状>

- **NOSAI宮崎の獣医師は125名。生産獣医療センターには13名の獣医師（うち再任用等が3名）のほか、臨床検査技師1名、受精卵移植師3名の体制。業務分担しながらチームとして生産性を高めている。**
- **業務の8割がコンサルティング。契約は1年更新で、頭数単位又は使用規模に応じた料金設定。病傷事故外収入として黒字化に寄与。**
- **農家ごとにニーズは異なるため、契約前に経営者からヒアリングし、方針を明確化。月に1～2回訪問。**
- **その他、受精卵移植や高度獣医療チームによる手術（尿膜管膿瘍、骨折等）を実施。同チームではSNSを活用した患畜の情報共有や症例検討により、迅速な判断、若手獣医師の知識向上を可能に。**

<確保>

- **例年採用人数<応募人数で、約10名採用。志望理由は和牛/豚の診療、生産獣医療など。インターン経験者が大半。**
- **新卒学生のニーズが高い研修制度や学位取得の補助を充実。新任獣医師は1年目に個体診療等の診療の基礎、2年目に群管理、3年目に生産獣医療を学ぶ。全国のNOSAIや、NOSAI外からも広く受け入れ。**
- **若手と中堅職員で構成する「採用を考えるPT」を設置し、若手の意見を積極的に採用。**
- **若手の離職対策として積極的なメンター活動や配置変更を実施。**

<その他>

- **今後、遠隔診療を活用するためには、管理獣医師の設置が不可欠。定期的に管理獣医師が訪問し、遠隔診療や予見指示が可能な体制にしておくことは、獣医師側にも、農家側にもメリット。**
- **管理獣医師の業務は巡回の予定が立てやすく、休暇前後の女性獣医師や高齢の獣医師とも相性が良い。**



↑ 意見交換の様子



16 ↑ 手術室



↑ 受精卵移植車

<現状>

- 獣医師職員は、本庁、家保、畜産試験場等に配置。農林畜産部局約80名のうち、約60名が家保に勤務。
- 獣医師職員を家保に集めるため、本庁の振興部局や畜産試験場の配置が減少。

<確保対策>

- 平成24年から、総務部、農政水産部、福祉保健部からなる、「宮崎県獣医師確保推進協議会」を設置し、全庁一体となって確保対策を実施。
- インターンシップでは、交通費、宿泊費を補助。公務員獣医師の業務を幅広く経験可能なプログラムと、口蹄疫メモリアルセンターの視察が好評で、多い時は8割が採用試験を受験。
- 修学資金は、国の事業と県単独の事業を活用。給付対象を4～6年生に絞っている。
- その他、獣医系大学の就職説明会への参加、高校生向け説明会の開催、獣医専門誌への採用広告掲載等
- 学生からの要望が多い、就職後のスキルアップ支援として、宮崎大学での博士号取得や、キャリアに応じた短期・長期研修等への参加を支援。

<その他取組>

- 家保等の現場では、再任用職員を活用。大半の職員が定年後も再任用として残るが、家保の業務は体力面で過酷という課題も。
- スクリーニング検査は臨床検査技師に業務分担。
- 女性獣医師の増加への対応や職場環境改善を目的に「家保の在り方検討会」を設置。本庁・家保のリーダークラスの職員で構成され、今後、
①農場巡回の効率化、②労働環境について検討予定。



<現状>

- **県と協定を結び、鳥インフルエンザや豚熱・アフリカ豚熱の野生動物を対象としたモニタリング調査を受託。**鳥インフルエンザは、受託期間前でも、渡りの開始に合わせて、大学負担で調査を実施。
(R3年度は11月頭に野鳥糞便から高病原性ウイルスが検出され、県庁を通じた早めのアラートが可能に。)
- **地域のJA、家保、NOSAIと協力して牛伝染性リンパ腫の清浄化プログラムに取り組んでいる。**
- その他、**薬剤感受性試験、乳房炎、マイコプラズマ、小型ピロプラズマ等の検査**を、製薬会社や大規模農場と契約して実施。
- **研修も実施**しており、**疾病の流行状況や県のニーズに対応して内容を随時リバイス。**
(例：検疫診断コースワークは、狂犬病、炭疽、カンピロ、新型コロナウイルス、STEC等の診断研修)
- **県職員の診断・研究をサポートする体制**も整備。研究については、センターを利用して実施したい研究を公募型の共同研究として募集。

<その他>

- 宮崎大学の学生は、1/4程度が産業動物診療に進み、公務員を含めると全体の1/3～1/2程度と、全国の平均よりも高い傾向。産業動物分野に従事する者が身近に存在することが要因か。



全国畜産課長会議資料

令和 5 年 1 月 18 日
畜水産安全管理課獣医事班

獣医師法第 22 条に基づく届出について
(オンライン化の状況や地方からの提案関係)

獣医師法第 22 条に基づく届出は、地方からの提案等に関する対応方針等踏まえ、オンライン申請を導入しつつ、届出事項に防疫業務への協力可否等を追加し届出を実施中（令和 5 年 1 月中）です。

都道府県の皆様におかれましてはご多忙の中、弊省全体で推進中の e-MAFF というオンライン申請システムの活用にあたり、運用手続や周知対応等いただき感謝申し上げます。皆様のおかげで、届出期間の 1/3 程度（1 月 11 日時点）で、オンライン申請は 2,000 件を超え、直近 1 か月の e-MAFF 利用率トップという状況です。

オンライン申請は、初回申請時のみ ID 取得等で煩雑な部分もあり申請される獣医師の皆様含め恐縮な限りですが、本届出は、オンラインへの誘導による更なる皆様の事務の省力化を図りつつも、皆様が業務上利活用したい情報は引き続き、迅速に保持・活用出来るようにといったご要望にも沿えるよう検討・対応していきたいと考えておりますので、今後アンケート等の意見募集も検討しておりますが、ご理解・ご協力よろしくお願いいたします。

~~~~~  
<参考>

令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）（抄）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【農林水産省】

(2) 獣医師法（昭 24 法 186）

獣医師法に基づく届出（22 条）については、以下のとおりとする。

- ・令和 4 年度の届出からオンライン化する。
- ・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和 3 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）（抄）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【農林水産省】

(1) 獣医師法（昭 24 法 186）

獣医師法に基づく届出（22 条）については、令和 4 年度からオンライン化することとしているが、オンラインによる届出の場合の都道府県經由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）（抄）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【農林水産省】

(1) 獣医師法（昭 24 法 186）

獣医師法に基づく届出（22 条）については、獣医師の情報の都道府県による利活用を図るため、省令を改正し、意向等の調査において都道府県から利活用の要望があった獣医師の業務経験等の項目を届出の様式（施行規則 13 条 2 項の第 6 号様式）に追加する。

[措置済み（獣医師法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年農林水産省令第 58 号））]

**全国畜産課長会議資料**

令和5年1月18日

畜水産安全管理課獣医事班

## 獣医療提供体制整備推進総合対策事業について（補足）

本事業は、現在、令和5年度予算と令和4年度補正予算を併せて公募中（1月11日（水）～1月25日（水））です。

令和4年度事業との主な変更点は以下の通りです。なお、詳細は公募要領等をご確認下さい。

- 1 獣医師養成確保就学資金給付事業は、財政当局から地方自治事務である、真に必要な取組に支援を集中すべきといった厳しい指摘を受けながらも微増の状況で概算決定されました。今後は、産業動物獣医師確保に係る地域の取組に関して総合評価等しつつ、予算成立後に交付決定となります。  
引き続き、各地域において都道府県単独事業としての①予算要求や②地域枠入試に関する大学への働きかけ等をお願いします。
- 2 卒後研修等への支援事業は、フレキシブルに活用できるようメニューは残しつつも予算枠を1つにして公募中です。
- 3 遠隔診療への支援事業は、56百万円が補正予算で措置され、大幅拡充されておりますので、地域での有効活用のご検討をよろしくお願いいたします。
- 4 なお、学生へのインターンシップ事業は、昨年度と同額で概算決定されております。

~~~~~  
<参考>

令和5年度の公募 https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/syouan/230111_081-2.html
令和4年度補正の公募 https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/syouan/230111_081-2.html
令和4年度の公募 https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/syouan/220215_081-3.html
令和4年12月時点の要領等 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/vetkakuho.html#jigyuu>

令和4年11月
獣医事班

修学資金の配分の考え方について

1. 背景

- (1) 獣医師養成確保修学資金給付事業は、平成23年にALIC事業から一般予算による国の補助事業に移行。より厳格な運用と、国家的見地の公益性が常に求められているところ。
- (2) 修学資金の交付希望地域・人数が年々増加している一方で、毎年の予算要求では財政当局から厳しい姿勢が示され、来年度以降も要望に応えきれない状況が想定される。
- (3) また、産業動物獣医師の地域偏在については、各都道府県が地域の実態を踏まえて目標達成に向け取り組むことが重要であり、国としては、真摯に産業動物獣医師確保・育成に取り組んでいる地域を支援する方針。
- (4) 今般、限られた予算の効果的な執行を図るとともに、修学資金の配分に関する透明性及び公平性を確保するため、配分の考え方を明確化することとしたい。

2. 配分の考え方（案）

来年度公募時は、配分の考え方を明確化した総合評価指標を示した上で、当該指標に基づき、各地域の公募資料を精査し、配分を決定したい。

【総合評価指標のイメージ】

- (1) 都道府県計画の目標内容と現行の獣医師数
- (2) 家畜頭数・畜産農家戸数（目標値含む）に対する獣医師数
- (3) 都道府県としての産業動物獣医師確保に向けた取組（独自の取組の有無・取組実例の数）
- (4) 他部局も含めた産業動物公務員獣医師確保に係る取組数（公務員の農林/公衛比率、公衛職の家畜防疫員任命率）
- (5) 修学資金の活用実績（人員の確保状況、過去の返還数）
- (6) その他（県単事業又は修学資金以外の国事業の積極利用）

地域枠の選考基準について

参考資料 7

- 令和4年度は8大学が地域枠等の選考基準を提示。(国の修学資金予算は横ばいか微増)
- 令和5年度からは鹿児島大学が、国又は県単独の修学資金を条件と明示して地域枠選考を提示。
 - ⇒ 多くの大学の選考基準が県単独の修学資金を排除していない。
- 教育学部(山梨大・宮崎大)では、そもそも修学資金に紐づかない地域枠選考も実施中。
 - ※ 岡山理科大でも国の修学資金とは紐づかない四国限定の地域枠選考を実施中。

令和4年度の各大学選考基準(選抜方式等は省略)

酪農学園大学

この試験は各自自治体等が実施する「獣医師養成確保修学資金貸与事業」の一環として、本学が「地域獣医療支援特別選抜」の二次試験として実施し、次の①～④のすべての条件を満たす者より選考する。

- ① 高等学校(中等教育学校後期課程を含む)を卒業見込みまたは卒業後1年以内の者
- ② 産業動物獣医師または公務員獣医師の確保を目的とした修学資金貸与事業を制定している機関・団体等の長の推薦を受けた者
- ③ 卒業後就業予定先で産業動物獣医師または公務員獣医師として従事することを確約できる者
- ④ 高等学校の全体の学習成績の状況が4.0以上の者

北里大学

次のすべての条件を満たす者

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を2022年4月1日から2023年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 成績優秀にして大学専門教育に適する者(全体の評定平均値が4.0以上の者)で本学獣医学科の一般選抜試験に合格する程度の学力を有すると見込まれる者
- (3) 産業動物獣医師又は公務員獣医師の確保を目的とした修学資金貸与事業を制定している機関・団体等の長の推薦を受けた者
- (4) 卒業後、就業予定先で産業動物獣医師又は公務員獣医師として従事することを確約できる者
- (5) 学校長が責任をもって推薦できる者

日本大学

令和5年3月に高等学校(中等教育学校(後期課程)を含む)を卒業見込みの者で本学部獣医学科を第一志望とし、高等学校の全体の学習成績の状況が3.7以上で、次の①～③のすべての要件を満たす者

- ① 産業動物獣医師の確保を目的とした修学生制度を制定している機関・団体等の長の推薦を受けた者。
- ② 卒業後就業予定先で推薦団体が求める一定の期間を産業動物獣医師として就業することを確約できる者。
- ③ 人物・学業ともに優秀で出身高等学校長の推薦を受けることができる者。

麻布大学

合格した場合は、本学に入学することを確約できる者で、以下の全ての項目に該当するもの(他大学と併願した場合でも、本学に合格した場合は必ず入学してください。)

- (1) 高等学校又は中等教育学校を2022年4月1日から2023年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 産業動物獣医師の確保を目的とした修学資金貸与事業を制定している機関・団体等の長の推薦を受けた者
- (3) 卒業後一定期間(共同負担先が定める期間)、就業予定先で産業動物獣医師として就業することを確約できる者
- (4) 本学の一般入学試験(獣医学科)に合格する程度の学力を有すると思われる者で学校長が責任をもって推薦できるもの

日本獣医生命科学大学

「獣医師後継者育成」は、父母または祖父母が獣医師である者が対象、「地域獣医療支援」は、獣医師確保奨学制度の受給内定者である者が対象。

岩手大学

産業動物獣医師(産業動物臨床獣医師又は都道府県の公務員獣医師)の確保を目的とした修学資金貸与事業を制定している機関・団体等のうち、東北地区の機関・団体等の長の推薦を受けた者(獣医師確保奨学制度受給内定者)であり、次の各号のいずれかに該当し、将来地域の産業動物獣医師に従事する意思を持ち、合格した場合は入学することを確約できる者

- (1) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含みます。以下同じ。)を卒業した者及び令和5年3月に卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和5年3月に修了見込みの者
- (3) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び令和5年3月31日までに合格見込みの者[同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含みます。]で、令和5年3月31日までに18歳に達する者

東京農工大学

次の各号の要件すべてに該当し、学校長が責任をもって推薦できる者

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ① 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)または中等教育学校を令和5年3月卒業見込みの者
 - ② 学校教育法施行規則第93条第3項等の規定により、令和4年度の学年の途中または学期の区分に従い高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)または中等教育学校の卒業を認められた者
 - ③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程または相当する課程を有するものとし認定または指定した在外教育施設の当該

<東京農工大(つづき)>

課程を令和4年4月以降に修了した者および令和5年3月までに修了見込みの者

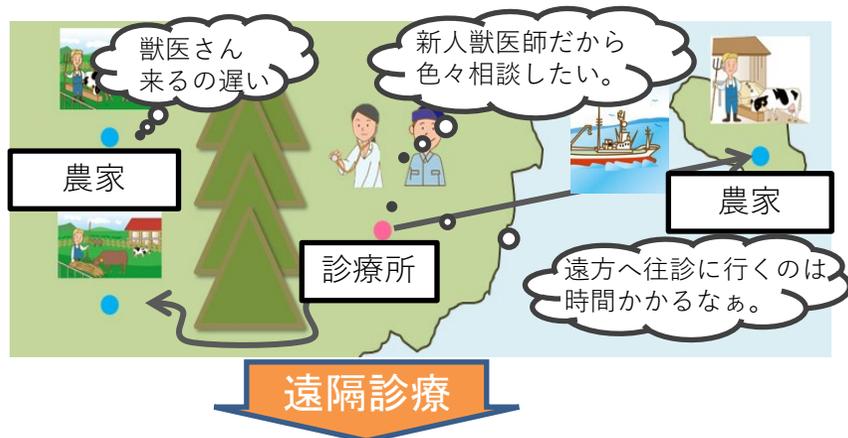
- (2) 学業・人物ともに優れ、志望学科に関連する分野における学習に強い意欲を有する者
- (3) 令和5年度大学入学共通テストの教科・科目(選抜方法等参照)を受験する者
- (4) 産業動物獣医師又は公務員獣医師の確保を目的とした修学資金給付事業を制定している機関・団体等の推薦を受けた者
- (5) 卒業後、産業動物獣医師又は公務員獣医師として自治体等で勤務することに強い意欲を有する者
- (6) 学校推薦型選抜に合格した場合は、必ず入学することを確約できる者

大阪公立大学

出願できるのは、次の各号の全てに該当する者に限ります。

- (1) 高等学校等を2022年3月に卒業した者及び2023年3月に卒業見込みの者(留学等により、2021年4月1日以降に高等学校等の卒業を認められた(見込み)者を含む。)又は通常の課程による12年の学校教育を2022年3月31日までに修了した者及び2023年3月31日までに修了見込みの者で、産業動物獣医師の確保を目的とした修学資金給付事業を制定している機関・団体等の長の推薦を受けたもの
- (2) 学力だけでなく、人物・能力において特に優れ、本学部での勉学に強い意欲をもち、出身学校長が責任をもって推薦できる者
- (3) 令和5(2023)年度大学入学共通テストの所定の教科・科目を受験した者(受験する予定の者を含む。)
- (4) 合格した場合は、必ず入学することを確約できる者
- (5) 卒業後の一定期間(共同負担先が定める期間)、就業予定先で産業動物獣医師として就業することを確約できる者

- 離島等の地理的要因により、獣医師の頻繁な診療が困難な地域が存在。さらに、家畜診療所の統合等による往診距離の長距離化などを原因として、診療効率の低い地域が発生(獣医師の勤務時間の約3割が移動時間)。
- ⇒ 家畜の遠隔診療に関する考え方の通知の発出やモデル事業の支援を実施。



農家と獣医師

獣医師と獣医師



遠隔診療の事例

事例1：獣医師及び畜産農家間の事例

- 1 獣医師が農家に事前研修：実学（ポータブルエコーや電子聴診器の利用方法）、座学（感染症学や繁殖学）等
- 2① 農家が呼吸音や牛の様子動画をスマホで獣医師に送付。
⇒ 肺炎の早期発見・早期治療。他の牛へのまん延も防止。
- 2② 農家が卵巣を撮影し、スマホで獣医師に送付。
⇒ 受精卵移植適期のみ往診。受精卵廃棄防止や往診回数減。

事例2：獣医師間（V to V事例（V:獣医師（veterinarian））

- 事前研修済の農家が獣医師に動画を送付。若手獣医師がグループSNSで獣医系大学教官らベテラン獣医師と同時共有・相談
⇒ 農家は早期の応急措置が可能。心理的不安が解消。
⇒ 獣医師は若手獣医師の育成、組織的な知見集約、ベテラン獣医師の業務効率化・ノウハウ伝承。

事例動画：

離島の農場と獣医師を結ぶ
遠隔診療

～西表島・石垣島・沖縄本島～
<https://www.youtube.com/watch?v=TqTmrKl9G9o>



獣医師と牧場の距離を克服

～くろべ牧場まきばの風 遠隔診療～
https://www.youtube.com/watch?v=XtyR1N_HfdU



デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）より抜粋

デジタル技術を活用して畜産業や養殖業の生産基盤強化を図るため、飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムの開発を開始するとともに、獣医療提供体制や水産防疫体制の強化に向けて、**場所を選ばない迅速な診断を可能とする遠隔診療を推進**する。

獣 医 事 審 議 会 委 員 ・ 臨 時 委 員 名 簿

委員

氏 名	所 属 ・ 役 職
あきの 明子	高木國雄法律事務所 弁護士
いしおか 克己	日本獣医生命科学大学獣医学部 教授
いちかわ 陽一朗	公益社団法人千葉県獣医師会 会長
おちあい 由嗣	日本獣医生命科学大学獣医学部 教授
かねこ 美香子	井の頭自然文化園 園長
かめい 達彦	株式会社アニコム ホールディングス 取締役・常務執行委員
かわかみ 純子	全国家畜衛生職員会副会長 (茨城県南家畜保健衛生所所長)
けんもつ 南美	女子栄養大学出版部
しげない 晶子	赤坂動物病院 院長
しがたに 淳	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院 教授
すみくら 円佳	株式会社 マドリン 代表取締役
たかぎ 哲	麻布大学獣医学部 教授
たかはし 信雄	アニマルクリニックたかはし院長
ながい 伸也	日生研株式会社代表取締役社長
ながおか 正喜	学校法人鈴木学園中央調理製菓専門学校静岡校
ながた 三紀	元全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
みづら こずえ	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授
むらなか 志朗	公益社団法人日本獣医師会 副会長
やまさき 恵子	一般社団法人アニマル・リテラシー総研 代表理事
よした 秀康	阿部・吉田・三瓶法律会計事務所 弁護士

臨時委員

令和 4 年 9 月 1 日現在

氏 名	所 属 ・ 役 職
あんざい 了	公益財団法人競走馬理化学研究所 理事長
いまい 康雄	全農畜産生産部技術専任次長 兼 家畜衛生研究所長
うえまつ 瑞穂	宮崎県農業共済組合生産獣医療センター センター長
おかの 昇三	北里大学獣医学部 教授
おがわ 晴子	国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学 獣医学研究部門 教授
さいとう 佳子	株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部 融資企画部長
しばた 早苗	国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学 応用生物科学部 准教授
しげや 久	日本大学生物資源科学部 教授
たかの 愛	国立大学法人山口大学共同獣医学部 准教授
ふかせ 徹	岡山理科大学獣医学部 教授
むらかみ 賢二	国立大学法人岩手大学農学部 教授
わた 賢二	山形県農業共済組合置賜家畜診療所長 兼 家畜診療研修所長

(計32名 五十音順、敬称略)

令和4年度獣医事審議会専門委員名簿

(令和4年9月1日現在)

氏名	所属
秋吉 秀保	公立大学法人大阪 大阪公立大学大学院 獣医学研究科 教授
井芹 俊恵	国立大学法人東京農工大学農学部附属動物病院機構 小金井動物救急医療センター 特任准教授
市川 美佳	日本動物高度医療センター 診療本部 外科担当部長
入交 眞巳	国立大学法人東京農工大学農学部付属動物医療センター 特任講師
市居 修	国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究院 准教授
猪熊 壽	国立大学法人東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
岩井 聡美	北里大学獣医学部獣医学科 准教授
岩本 聖子	動物医薬品検査所検査第一部 上席主任研究官
海野 年弘	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学応用生物科学部 教授
大石 明子	動物検疫所関西空港支所 次長
大谷 芳子	茨城県農林水産部畜産課 課長補佐
岡松 優子	国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究院 准教授
恩田 賢	麻布大学獣医学部獣医学科 教授
柿崎 竹彦	北里大学獣医学部獣医学科 講師
片倉 文彦	日本大学 生物資源科学部獣医学科 専任講師
片山 泰章	国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科 教授
加藤 啓子	京都産業大学生命科学部先端生命科学科 教授
河合 一洋	麻布大学獣医学部獣医学科 教授
川本 恵子	麻布大学獣医学部獣医学科 教授
小林 沙織	国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科 助教
小林 創太	国立研究開発法人農研機構動物衛生研究部門 人獣共通感染症研究領域腸管病原菌グループ グループ長補佐
佐々木 一昭	国立大学法人東京農工大学大学院 農学研究院 准教授
佐藤 雅彦	どうぶつの総合病院 専門医療&救急センター 内科主任
佐藤 洋	国立大学法人岩手大学農学部 共同獣医学科 教授
下島 優香子	学校法人相模女子大学栄養科学部管理栄養学科 准教授
白石 光也	国立大学法人鹿児島大学 共同獣医学部獣医学科 教授
寸田 祐嗣	国立大学法人鳥取大学 農学部共同獣医学科 准教授
園部 雅葉	茨城県保健医療部生活衛生課 食の安全対策室 係長

氏名	所属
高木 光博	国立大学法人山口大学共同獣医学部獣医学科 教授
高橋 透	国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科 教授
竹原 一明	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院 教授
谷 千賀子	国立大学法人宮崎大学医学部 客員研究員
辻尾 祐志	国立大学法人鹿児島大学共同獣医学部獣医学科 助教
富岡 幸子	国立大学法人鳥取大学農学部 共同獣医学科 准教授
長井 誠	麻布大学獣医学部獣医学科 教授
中川 敬介	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学応用生物科学部 准教授
中川 貴之	国立大学法人東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授
中野 優子	林屋動物診療室 どうぶつ腫瘍センター センター長
能田 淳	酪農学園大学獣医学群獣医保健看護学類 教授
長谷川 大輔	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科 教授
馬場 健司	国立大学法人山口大学共同獣医学部獣医学科 准教授
平井 卓哉	国立大学法人宮崎大学農学部獣医学科 准教授
古谷 哲也	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院 准教授
帆保 誠二	国立大学法人鹿児島大学共同獣医学部獣医学科 教授
堀北 哲也	日本大学 生物資源科学部獣医学科 教授
盆子原 誠	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科 教授
蒔田 浩平	酪農学園大学獣医学群獣医学類 教授
松本 淳	日本大学生物資源科学部獣医学科 教授
村田 幸久	国立大学法人東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授
桃井 康行	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
安木 真世	公立大学法人大阪 大阪公立大学大学院 獣医学研究科 准教授
山崎 真大	国立大学法人岩手大学農学部 共同獣医学科 教授
山田 慎二	国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科 准教授
山田 学	国立研究開発法人農研機構動物衛生研究部門 衛生管理研究領域病理・生産病グループ 上級研究員
吉田 彩子	国立大学法人宮崎大学農学部獣医学科 教授
和田 新平	日本獣医生命科学大学 獣医学部獣医学科 教授

(五十音順)

IV 動物用医薬品等の安定供給、有効性及び安全性の確保等 (薬事安全企画班・薬事監視指導班・薬事審査管理班関係)

1. 動物用医薬品等の安定供給

国内での豚熱や高病原性鳥インフルエンザの続発のほか、我が国の近隣国でのアフリカ豚熱の発生など、ワクチンや消毒薬等の防疫に必要な動物用医薬品等の安定供給の重要性は、日増しに高まっている。

高病原性鳥インフルエンザについては、今シーズン、史上最大規模の発生が確認されている。これまでの情報では防疫用消毒薬について、在庫不足の懸念があるとは聞いておらず、引き続き安定供給が図られるようしっかり対応していく。

豚熱の国内発生が長期化している中、豚熱ワクチンを増産するため、令和元年補正予算を活用しつつ施設整備が進められ、現在、国内メーカー4社による製造体制が整っている。このため、仮にワクチン接種地域の拡大や一部追加接種の実施があったとしても、ワクチン供給に支障が生じることはないと考えている。引き続き、ワクチンメーカーと連携して、豚熱ワクチンの安定供給に努めていくので、安定供給が維持できるよう、供給元を固定化させない等、計画的な調達を御検討いただきたい。また、国産豚熱経口ワクチンの開発については、昨年度で開発事業が完了し試作品が完成したところであり、令和4年度補正予算において実用化を迅速化するための内製化推進事業及び飼養豚への応用に向けた開発を支援する実用化促進事業の2事業を措置することとなっている。

2. 薬機法の改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年12月）が公布され、先駆的医薬品等の承認優先審査、業者の法令遵守体制整備、添付文書の電子化等の規定が順次施行されてきたところ。

この中で昨年12月には、保健衛生上の危害発生の防止の観点から、品質等の不良が発生した医薬品等の速やかな回収等を目的として、製品を特定するための符号（バーコードやQRコード）等の表示に関する規定が施行された。動物用医薬品等への適用は、省令の規定により令和6年12月1日から。都道府県、関係団体等と協力を図りながら円滑に運用していく。

また、昨年5月には、薬機法の改正により、通常承認で必要な臨床試験が完了していないものについても医薬品等の有効性が「推定」できれば承認するという緊急承認制度が創設された。本制度は、治療薬やワクチンの早期承認によりさらに有効な感染症対策となることを期待したもので、緊急時において、安全性の確認を前提に、条件や期限付きの承認を与えることが可能となった。

なお、全省的に順次進めている各種行政手続きの電子化（農林水産省共通申請サービス：eMAFF）については、昨年末に製造販売業、製造業、販売業等の業許可等の手続きについても電子化を開始しており、申請者の手続きの省力化を図ってい

るところ。

3. 動物用医薬品の適正使用の徹底

動物用医薬品の不適正使用により、食品の安全に問題が生じうることを常に認識し、獣医師、生産者、動物用医薬品販売業者等は、それぞれの責務を果たすことが必要である。

引き続き、これらの者に対しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的な助言について（平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知）を参考として、①未承認医薬品の使用の禁止、②動物用医薬品の使用基準の遵守、③要指示医薬品の取扱い等について、指導の徹底をお願いします。

また、公衆衛生部門より食品中の動物用医薬品の残留事例の報告等があった場合、当班へもお知らせ願いたい。このような残留事例があった場合は、薬機法第69条第6項に基づく生産者への立入検査を実施し、原因の究明等を実施していただくよう御協力をお願いします。

4. 動物用医薬品等の輸入監視

海外から輸入された未承認の動物用医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の販売・授与も禁止されている。

このため、個人（獣医師、動物用医薬品等取締規則第24条で定める対象動物以外の動物の所有者）によって輸入される動物用医薬品等が、薬機法上、適正に輸入・使用されるか否かを確認するため、輸入者に対し、医薬品及び再生医療等製品については薬機法第56条の2で定める輸入確認申請書の提出を求めるとともに、医薬部外品及び医療機器については、「動物用医薬品等の輸入監視について」（平成29年3月27日28消安第5773号農林水産省消費・安全局長通知）で定める輸入確認願の提出を要請している。令和4年度の輸入確認申請及び輸入確認願の提出件数は3,531件であった。

動物用医薬品等の輸入確認申請等提出件数の推移

年度	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4
件数	3,278	5,831	5,525	6,343	5,132	3,931	3,531

5. 動物用医薬品の製造販売業の許可等の現状

令和4年4月現在の製造販売業者数はのべ549業者（前年度546業者）、製造所数は768か所（前年度746か所）、外国製造所数920か所（前年度824か所）であった。

動物用医療機器の修理業について、令和3年4月現在の事業所数は763か所（前年度735か所）であった。

6. 動物用医薬品販売業者の許可の現状

令和4年4月現在の動物用医薬品の販売業者数は、専業及び兼業合わせて10,542か所（前年度10,062か所）。そのうち、店舗販売業は2,056か所（前年度1,948か所）、特例店舗販売業は7,231か所（前年度6,927か所）。

動物用医薬品を専業で取り扱っている販売業者は7,338か所で、うち特例店舗販売業が6,706か所とそのほとんどを占めている。

7. 動物用医薬品製造販売業者等に対する監視指導

平成25～29年にかけていくつかの動物用医薬品製造販売業者における薬機法の違反事例に対して業務改善命令等の行政処分を実施。その後、動物用医薬品関係では行政処分の対象となった業者はなかったが、薬機法の改正により業者の法令遵守体制の整備が必要となったことから、動物用医薬品業界においても薬機法違反の再発防止に取り組む必要がある。今後も引き続き無通告の立入検査、各種講演会での法令遵守の周知徹底等をもって、違反の再発防止に取り組む考えであるので、御協力をお願いしたい。

8. 動物用医薬品等の承認プロセスの改善

(1) 安全性、有効性及び品質を確保された動物用医薬品等を迅速に現場に供給するために、承認プロセスの合理化、効率化に取り組んでいる。

(2) ドラッグラグを解消し海外の有用な製剤をいち早く使用者が利用できるため、また、日本の高性能、高品質な動物用医薬品の海外輸出を促進するための取組として、動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際調和（VICH）活動に参加している。VICHは、動物用医薬品の承認審査資料を日米欧三極で共通的に使用できるように各種ガイドラインの作成を行う活動であり、これまでに50件の国際ガイドラインを作成している。平成8年の正式発足以降、日本から農林水産省職員や専門家を派遣しており、本年は、東京にて運営委員会会合等が開催される予定となっている。

(3) 新規に承認される動物用医薬品等については、薬機法の規定に基づき、承認から一定期間後に、品質、有効性及び安全性を再検証するための再審査を受けなければならないとされており、再審査申請書に添付する資料や再審査に当たり実施すべき調査の内容等が関連通知により規定されている。今般、これまでに集積された知見や人用医薬品での制度等を参考に、より使用実態に即したデータに基づく再審査が可能となるよう、再審査制度の運用を見直すこととし、本年4月1日付で関連通知を改正した。

9. 動物用ワクチンの品質管理制度の見直し

農業競争力強化の一環として、農林水産省は農業資材に係る規制等を見直し、効

果が高く安全な農業資材を迅速に供給できる環境を整備することとしている。これを受け、動物用医薬品の品質管理制度についても、VICH による国際調和を図りつつ、新しい製造技術や科学的知見を反映した見直しに取り組んでいる。

動物用ワクチンについては、最終製品の検査から製造過程での管理へ移行するための検定制度の見直しを行い、令和元年9月に省令及び告示を改正し、検定試験の対象製剤や試験項目の絞り込みを含む新制度の運用が開始された。改正から3年以内に全ての製剤について新制度に移行することを目指していたところ、昨年9月の移行期間終了までに、対象製剤の移行が完了した。

V 薬剤耐性（AMR）対策 （薬剤耐性対策班・飼料安全基準班関係）

1. 背景

薬剤耐性対策については国際的に最重要課題の一つとなっており、平成 27 年に策定された世界保健機関のグローバルアクションプランに基づき、世界的に対策が進められている。我が国でも、平成 28 年 4 月に関係閣僚会議により決定した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2017-2020）」に基づき政府一体となって対策を推進してきた。

本年 4 月に、新たな「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」（以下「新アクションプラン」という。）が決定され、今後 5 年間で取り組むべき取組が示されたところ。

2. 新アクションプランのポイント

（1）構成

これまでのアクションプランの構成を継続し、6つの目標（①普及啓発・教育、②薬剤耐性の動向調査・監視、③感染予防・管理、④抗菌剤の適正使用・慎重使用、⑤研究開発・創薬、⑥国際協力）ごとの取組を記載。

（2）動物分野における新規及び強化する取組例

- ① 畜産分野に加え、水産分野及び愛玩動物分野における動向調査の充実
- ② 農場ごとの抗菌剤使用量把握体制の確立
- ③ 家畜用、養殖水産動物用及び愛玩動物用のワクチンや免疫賦活剤等の開発・実用化の推進
- ④ 適切な動物用抗菌性物資の使用を確保するため、迅速かつ的確な診断手法の開発のための調査研究の実施

（3）成果指標

① 耐性率

問題となるのは抗菌剤ではなく、抗菌剤の不適切使用により発生する薬剤耐性菌そのものであること、抗菌剤の適正使用等の取組を含む成果をみるためには、使用後の指標とする必要があること、新アクションプランでも抗菌剤の適正使用・慎重使用の推進に係る取組は引き続き行っていくことから、これまで同様、畜産分野において設定。

対象菌種は健康家畜由来大腸菌、対象薬剤はテトラサイクリン、第三世代セファロスポリン、フルオロキノロンの3剤である。

2027年の目標値は、2013年からの動向調査結果を踏まえて、畜種別に設定。

② 使用量（動物用医薬品の製造販売量）

これまでの抗菌剤の適正使用・慎重使用の取組で、ある程度の使用量の削減が期待されていたが、実態は横ばいであった。有効な抗菌剤を将来にわたって使い続けていくためにも、抗菌剤の適正使用・慎重使用の推進だけでなく、適切な飼

養管理の向上などで抗菌剤を使用する機会を減らしていくことが重要。みどりの食料システム戦略においても、抗菌剤に頼らない畜産生産技術の推進をうたい、今後注力していくところ。

こういった観点から、今回、畜産分野について、動物用抗菌剤を 2020 年比で 15%削減、第二次選択薬を 27 t 以下に抑える目標値を新たに設定。

3. 今後の取組について

畜種別に課題の深堀を行い、具体的な対策を検討していく。

今月中に薬剤耐性対策の考え方を提示するので、現場への周知をお願いしたい。

アクションプランの概要

- AMRに起因する感染症による疾病負荷のない世界の実現を目指し、**AMRの発生をできる限り抑える**とともに、**薬剤耐性微生物による感染症のまん延を防止**するための対策をまとめたもの。
- **6分野（①普及啓発・教育、②動向調査・監視、③感染予防・管理、④抗微生物剤の適正使用、⑤研究開発・創薬、⑥国際協力）の目標に沿って**、具体的な取組を記載するとともに、**計画全体を通しての成果指標（数値目標）を設定**。

主な新規・強化取組事項例

<目標2 動向調査・監視>

- ・畜産分野に加え、水産分野及び愛玩動物分野の薬剤耐性動向調査の充実
- ・畜産分野の動物用抗菌剤の農場ごとの使用量を把握するための体制確立

<目標3 感染予防・管理>

- ・家畜用、養殖水産動物用及び愛玩動物用のワクチンや免疫賦活剤等の開発・実用化の推進

<目標5 研究開発・創薬>

- ・適切な動物用抗菌性物質の使用を確保するため、迅速かつ確かな診断手法の開発のための調査研究の実施

微生物の薬剤耐性率

	指標	2020年	2027年(目標値)
関動物 し物 てに	大腸菌のテトラサイクリン耐性率	牛19.8%、豚62.4%、鶏52.9%	牛20%以下、豚50%以下、鶏45%以下
	大腸菌の第3世代セファロスポリン耐性率	牛0.0%、豚0.0%、鶏4.1%	牛1%以下、豚1%以下、鶏5%以下
	大腸菌のフルオロキノロン耐性率	牛0.4%、豚2.2%、鶏18.2%	牛1%以下、豚2%以下、鶏15%以下

抗微生物剤の使用量

	指標	2020年	2027年(目標値) (対2020年比)
関動物 し物 てに	畜産分野の動物用抗菌剤の全使用量 新	626.8t	15%減
	畜産分野の第二次選択薬(※)の全使用量 新 ※第3世代セファロスポリン、15員環マクロライド(ツラスロマイシン、ガミスロマイシン)、フルオロキノロン、コリスチン	26.7t	27t以下に抑える

【経緯】

- EUは薬剤耐性菌への対応強化のため、**畜水産物生産における、**
A 成長促進目的での抗菌剤
B 人医療用に限定すべき抗菌剤
の使用を禁止する新たな動物用医薬品規則を制定（2022年1月）。
- EUは2023年2月に、上記規則を日本のような第三国からの輸入品にも適用することを採択。これにより、上記規制が、**日本を含む第三国からEU加盟国に輸出される動物・畜水産物にも適用されること**となった。（現時点で、輸出国が行う輸出時の証明方法など、規則の詳細な内容については明らかにされていない。）

A 成長促進目的での抗菌剤について

種類に関わらず成長促進目的で使用されるものは、全て規制対象。

日本で「飼料中の栄養成分の有効利用の促進」を目的として飼料に**添加・給与**されている抗菌剤は、規制対象に該当する可能性。

（主に牛に使用されているモネンシンについては、規制対象となるか、改めてEUに確認中）

B 人医療用に限定すべき抗菌剤について

昨年制定された「ヒトの感染症治療のために動物への使用が制限される抗菌剤のリスト」には、日本で牛の治療薬として承認・使用されている「ホスホマイシン」が含まれている。

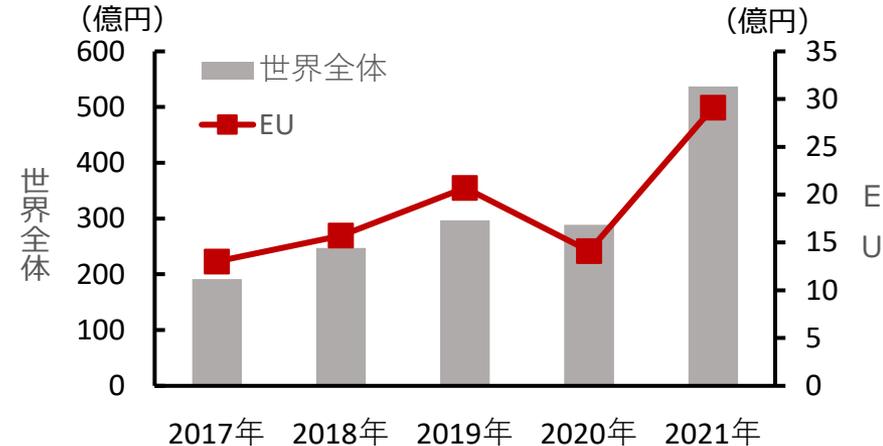
【第三国（日本）に適用された場合の影響】

本規制はEU向けに輸出する場合に適用を受けるもので、**国内向け出荷やEU域外の国への輸出には影響ない**。

一方で、

- ①EU向けに輸出が想定される牛は、規制に基づく飼養を行い、その他のものと区別できる必要がある
- ②仮にEU輸出品に規制物質の使用が判明した場合、他のEU向け輸出業者をはじめ国内畜産業への影響も大きい

牛肉の輸出実績※（2021年）



※ 財務省貿易統計を基に作成

【お願い】

- EUに輸出される牛肉を生産する牛の農家に対し、どのような抗菌剤を使用しているのか、自ら確認・把握、記録するよう、ご指導願います。
- 獣医師に対し、抗菌剤を処方した場合は、その内容を畜産農家に伝えるよう、ご指導願います。
- 「ホスホマイシン」には代替薬がありますので、代替薬の使用を検討することもお伝えください。

【農水省における対応】

- 農水省Webページで情報発信をしつつ、生産者、獣医師、食肉処理業者等には広く周知や説明を実施。
- EUへ輸出する際の証明方法等の運用を定める規則については、引き続き情報収集に取り組む。

動物医薬品等データベースで検索できます



現在牛に用いられるホスホマイシンと代替薬の検討

現在、牛で用いられているホスホマイシン製剤

品名	メーカー名	適応症	投与経路
動物用ホスミシンS（静注用）	明治アニマルヘルス	パスツレラ肺炎	静脈内注射
ホスミシン細粒40%	明治アニマルヘルス	大腸菌性下痢、サルモネラ症	飲水添加、飼料添加
ホスホマイシン注「フジタ」	フジタ製薬	パスツレラ肺炎	静脈内注射

代替薬の検討

上記ホスホマイシン製剤については、同じ適応症を有する製剤が他にあることから、使用に当たり、よく獣医師と相談されるよう、ご指導お願いします。

（参考）ホスホマイシン製剤と同じ適応症をもつ製剤の一例

系統	適応症	投与経路
サルファ剤	牛：細菌性腎盂腎炎、子宮内膜炎、コクシジウム病、乳房炎	皮下注射
ペニシリン製剤	牛：パスツレラ肺炎	筋肉内注射、静脈内注射
テトラサイクリン製剤	有効菌種：パスツレラなど、牛：肺炎、細菌性下痢症	飲水添加、飼料添加

動物医薬品等データベース
で検索できます
→



VI 飼料の安全性の確保等 (飼料安全基準班・飼料検査指導班・粗飼料対策班・ 愛玩動物用飼料対策班関係)

1. 飼料安全をめぐる最近の情勢

(1) 食品循環資源を給与する農場等への調査及び指導について

アフリカ豚熱・豚熱の対策に万全を期すため、令和3年4月以降、肉と接触した可能性がある食品循環資源を原料として豚用飼料を製造する者（自ら製造する養豚農家も含む）は、飼料安全法に基づき、攪拌しながら90℃以上60分間以上の加熱処理や交差汚染の防止等を行うことが義務付けられた（同じく、養豚農家は、家畜伝染病予防法に基づき、上記の加熱処理等が適正に行われたものを用いることが義務付けられている。）。

食品循環資源の給与に係る防疫体制について万全を期すよう、引き続き、養豚農家及び食品循環資源を排出する事業者への指導について御協力をお願いするとともに、国における施策立案及び指導に活かすため、7月31日までに、令和4年4月25日付け4消安第183号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、動物衛生課長通知に基づく調査及び指導の結果を提出いただきたい。

(2) GHG削減を目的とする飼料添加物の安全確保

農林水産省が令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」では、持続的な畜産物生産に向けて取り組むべき課題の一つとして、温室効果ガス（GHG）の排出抑制がある。そして、この課題解決のため、牛のおくび（ゲップ）に含まれるメタンガスを削減する資材など、GHG削減効果の高い飼料の開発に取り組むこととしている。

この取組の推進に向け、令和4年1月、GHG削減を目的として飼料に添加する資材を「飼料添加物」に位置づけるよう整理し、また、9月にこのような資材について評価を行うため「評価基準」を定めた。これらにより、メタン削減効果と安全性について評価を受けた「飼料添加物」が指定を受け、流通できることとなった。当課では、飼料添加物の速やかな評価・指定を通じて、GHG削減の取組に貢献していく。

(3) ゲノム編集飼料

新たな育種技術であるゲノム編集技術は、従来の品種改良を効率化・迅速化することができる技術であり、当該技術を用いた作物等の開発が進められている。

この技術を利用して生産された作物等については、その流通に先立ち、食品及び飼料の安全性並びに生物多様性の確保の観点から問題がないことを確認した上で、開発者から届出を受理し、公表する仕組みとしている。（飼料については令和2年2月）

現在、GABA高蓄積トマト（令和2年12月）、可食部増量マダイ（令和3年9月及び令和4年12月）、高成長トラフグ（令和3年10月及び令和4年12月）について届出を受理し、公表している。食品の残さが飼料として利用される可能性がある

るため、研究機関等の開発者からゲノム編集作物等の実用化の相談があった際は、畜水産安全管理課にも相談するようお願いしたい。

(4) 飼料 GMP の導入推進

工程管理に重点を置いた管理手法を導入し、より効果的に飼料の安全を確保するために飼料製造事業者等が実施すべき基本的な事項を定めた適正製造規範（GMP）ガイドラインを平成 27 年 6 月に策定。平成 28 年 4 月からは、事業者からの申請により、ガイドラインへの適合状況を（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が確認する仕組みを開始しており、令和 5 年 4 月現在で 95 事業場が適合確認を受けている。

これまで、事業者による取組を技術的に支援するために、委託事業を活用し、ガイドライン解説書、GMP 実践のためのガイドブック、取組事例集、研修動画等を作成。引き続き、委託事業の実施等により、フィードチェーンを構成する全ての飼料関係事業者における GMP の取組を推進していく予定。

(5) BSE 飼料規制の見直し

肉骨粉の飼料利用については、平成 13 年に我が国で初の BSE が確認された後、飼料安全法に基づき全面的に禁止したところだが、その後、牛用飼料とその他飼料の製造工程を分離する等のリスク管理措置を徹底した上で、我が国における BSE 発生リスクの低下や最新の科学的知見等を踏まえ、順次、規制の範囲を見直してきたところ。

牛肉骨粉の飼料利用については、食品安全委員会でのリスク評価等をもとに、平成 27 年 4 月に養魚用飼料への利用を再開している。また、昨年 11 月、日本畜産副産物協会より要請をいただいた豚、鶏用飼料への利用再開についても、我が国の畜水産物の安全性の確保を前提に、関係省庁、都道府県、関係団体等と連携を図りながら作業を進めていく予定。

(6) 国産飼料中のかび毒の低減対策

近年、我が国において飼料用とうもろこし子実の生産が拡大しつつある中、本年 3 月 23 日、生産・調製段階におけるかび毒汚染・低減対策を取りまとめた技術指導通知を発出した（令和 5 年 3 月 23 日付け 4 消安第 7174 号 4 畜産第 2770 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、畜産局飼料課長通知）。

子実とうもろこしについては、耕種農家のみならず、畜産農家が自ら栽培を行う場合もあることから、こうした農家より問い合わせや相談があった場合には、農家向けパンフレットを活用しつつ、適切な指導をお願いしたい。

（本通知及びパンフレットは、以下の農林水産省 HP に掲載）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html>

日頃より、飼料の安全確保のため、GMP ガイドラインの普及を行うほか、飼料事故の発生時には、直ちにリスク分析を行い、必要な措置を講じ、被害が拡大しないよう取り組んでいるが、昨年は、運送業者が関係する飼料事故が相次いで発生した。具体

的には、運送業者による飼料の誤発注や、農家への納品時における飼料タンクの取り違いにより、添加が認められていない飼料添加物を含む飼料が家畜に給与された事例が確認されている。

幸いにも、家畜の健康被害や有害畜産物が流通することはなかったが、飼料の誤給与により、出荷済みの家畜や畜産物の回収につながるおそれがあることから、飼料関係業者や農家に対する、飼料事故防止への注意喚起をお願いしたい。

2. ペットフードの安全確保に関する取組

ペットフードの安全確保については、平成 21 年 6 月に施行された愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）に基づき、国（地方農政局等）及び FAMIC が製造業者、輸入業者及び販売業者に対して、国が定めた規格・基準等の遵守について検査・指導を実施。

日頃から、病原微生物汚染によるペットの健康被害発生を防止するため、製品の加熱の重要性などに焦点を当てたリーフレットを作成し、周知に努めているところ。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/attach/pdf/index-51.pdf>

また、近年、ジビエのペットフードとしての活用が増加傾向となっているが、イノシシ等から犬猫へ感染する疾病もあるため、ジビエ肉では加熱はさらに重要。一方で、加工度合いの低いジビエ肉・骨等を販売する業者ではペットフード安全法に基づくペットフードの製造業者の届出が行われていない事例が散見されるため、ジビエ肉を使用したペットフードの製造に関心の高い業者等から問い合わせがあった際にはペットフード安全法の周知をお願いしたい。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>

BSEに係る飼料規制の見直しの経緯、主な原料規制の現状 参考資料12

➤ 主な飼料規制の見直し

2001(H13).11	豚、馬及び鶏に由来する血粉等※1、チキンミール及びフェザーミールの豚用飼料、鶏用飼料及び養魚用飼料への利用再開
2005(H17).4	豚肉骨粉等※2並びに鶏に由来する加水分解たん白質及び蒸製骨粉の豚用飼料及び鶏用飼料への利用再開
2008(H20).5	豚肉骨粉等※2並びに鶏に由来する加水分解たん白質及び蒸製骨粉の養魚用飼料への利用再開
2013(H25).5	OIEより「無視できるBSEリスクの国」に認定
2014(H26).5	食品工場の製造工程から出る動物由来たん白質を含む食品残さの豚用飼料、鶏用飼料及び養魚用飼料への利用再開
2015(H27).4	牛血粉等※1及び牛肉骨粉等※2の養魚用飼料への利用再開
2018(H30).4	めん羊、山羊及び馬に由来する血粉等※1及び肉骨粉等※2の養魚用飼料への利用再開
2020(R2).5	馬肉骨粉等※2の豚用飼料及び鶏用飼料への利用再開

➤ 主な原料の飼料利用の規制状況(令和5年4月時点)

用途 由来動物等		牛用飼料	豚用飼料 ・ 鶏用飼料	養魚用飼料
牛※3	血粉等※1	×	×	○ 2015.4再開
	肉骨粉等※2			
めん羊・ 山羊※4	血粉等※1	×	×	○ 2018.4再開
	肉骨粉等※2			
鹿	血粉等※1	×	×	×
	肉骨粉等※2			
豚	血粉等※1	×	○ 2001.11再開	○ 2001.11再開
	肉骨粉等※2		○ 2005.4再開	○ 2008.5再開
馬	血粉等※1	×	○ 2001.11再開	○ 2018.4再開
	肉骨粉等※2		○ 2020.5再開	○ 2018.4再開
鶏	血粉等※1	×	○ 2001.11再開	○ 2001.11再開
	チキンミール フェザーミール			
魚	加水分解たん白質 蒸製骨粉	×	○ 2005.4再開	○ 2008.5再開
	魚粉			
動物由来たん白質を含む 食品残さ※5		×	○ 2014.5再開	○ 2014.5再開

○:利用可能、×:利用禁止

- ※1 血粉等とは、血粉及び血しょうたん白質をいう。
- ※2 肉骨粉等とは、肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉をいう。
- ※3 死亡牛、牛のSRMを除去
- ※4 死亡めん山羊、めん山羊のSRMを除去
- ※5 食品工場の製造工程から出る動物由来たん白質を含む食品残さ

関連情報

本パンフレットに関連する情報については、下記ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

①農林水産省HP「飼料の安全関係」
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/>



②農林水産省HP「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン」
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/gmp.html>



③FAMIC HP「飼料中の有害物質の基準値」
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/r_safety/r_feeds_safetyj22.html



④農林水産省HP「農薬登録情報提供システム」
<https://pesticide.maff.go.jp/>



⑤農林水産省HP「濃厚飼料をめぐる情勢」
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/index.html



⑥農研機構HP「子実用トウモロコシ生産・利活用の手引き（都府県向け）第1版」
https://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/130345.html



⑦農林水産省通知「飼料用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減に向けた技術指導について」
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/>



子実用とうもろこしを生産する 耕種農家・畜産農家の 皆さまへ

安全な飼料から安全な畜産物へ

- ・安全な飼料は、安全な畜産物の源です。
- ・かび毒汚染を防ぐために、栽培・調製の段階で、適切な対応を行いましょう。
- ・農薬の使用が必要な場合は、ラベルを確認して、正しく使用しましょう。

問い合わせ先

本パンフレットについてご不明な点がございましたら、各都道府県、各地方農政局の飼料担当窓口又は下記までお問い合わせください。

◆農林水産省 電話<代表> 03-3502-8111

相談内容	担当部署	内線
飼料の安全確保に関すること	消費・安全局畜水産安全管理課	4537
農薬登録情報に関すること	消費・安全局農産安全管理課	4503
子実用とうもろこしの生産に関すること	畜産局飼料課	4916



農林水産省

安全な飼料から安全な畜産物へ

下記のポイントに注意してかび毒の汚染を防ぎましょう

飼料として生産されるともろこしの子実は、家畜の健康に悪影響を与えるかび毒に汚染される可能性があります。このため、以下のポイントに注意して、かび毒の汚染を防止・低減することが重要です。

・アワノメイガ対策

アワノメイガは、我が国で最も普通に見られる重要害虫で、東北以南を中心に発生が認められています。

幼虫による子実の食害を受けると、かび毒産生菌が侵入しやすくなるので、注意が必要です。また、アワノメイガの幼虫は、収穫後の植物残さの中で越冬することが知られています。



とうもろこしの子実を食害するアワノメイガの幼虫

出典 植物防疫(2021),
75(6):344~349

このため、以下の1及び2を組み合わせたアワノメイガ対策を行うことが重要です。

1 農薬（殺虫剤）の散布

- ① **絹糸抽出時期前後**に、飼料用とうもろこしのアワノメイガに登録のある農薬（※次のページにある表をご覧ください）を散布しましょう。
- ② 農薬は、**ラベルの使用法を守って使用**しましょう。

2 収穫後の残さの撤去又は地中へのすき込み

収穫後はほ場から植物残さを撤去するか、地中へのすき込みを行ってください。

（※）子実のみを収穫・利用するために栽培する飼料用とうもろこしに使用可能であって、アワノメイガに登録のある農薬は以下のとおりです（令和5年3月現在）

農薬の種類

カルタップ水溶剤

BT水和剤

・播種時期の調整

早期に播種するほど、とうもろこし中のかび毒濃度が低く抑えられることが知られているので、播種可能時期を迎えたら、速やかに播種することを検討してください。

・収穫後の速やかな乾燥

子実水分が高い状態で保管すると、かび毒の汚染リスクが高まるため、収穫後は速やかに乾燥・サイレージ調製を行ってください。

その他にも、飼料用とうもろこしでは、経験的にかび毒の発生が低い品種があることが知られているので、種苗メーカーから情報を収集し、かび毒に関する情報が得られた場合には、品種選定の参考としてください。

写

4 消安第 7174 号
 4 畜産第 2770 号
 令和 5 年 3 月 23 日

北海道農政事務所消費・安全部長
 北海道農政事務所生産経営産業部長
 各地方農政局消費・安全部長
 各地方農政局生産部長
 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

農林水産省（※1）消費・安全局農産安全管理課長
 消費・安全局畜水産安全管理課長
 畜産局飼料課長

飼料用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減に向けた技術指導について

近年、我が国において生産が拡大しつつある飼料用とうもろこしの子実については、栽培段階で害虫等による被害を受けることで、かび毒産生菌が侵入しやすくなる等のリスクが存在することが知られている。

このため、飼料用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減に向けた技術指導を行う際に、参考とすべき事項を下記のとおり取りまとめたので、各地域の状況に応じた適切な対応が行われるよう、[貴局管内の都府県に対し、]（※2）技術指導の徹底を図られたい。

※1 下線部は、各地方農政局及び北海道農政事務所宛ては除く。

※2 [] は、各地方農政局宛てのみに記載する。

はじめに

近年、国内では飼料用とうもろこしの子実生産が拡大しつつある。とうもろこし子実の生産は青刈りとうもろこしに比べ、栽培期間が長くなるため、害虫等による被害が顕在化することが多い。

特に、とうもろこしの害虫の一つであるアワノメイガは、東北以南を中心に発生が認められており、幼虫から穂軸の食害を受けると、機械収穫時に雌穂が脱落して収量低下の要因となるほか、食害を受けた子実は、かび毒*産生菌が侵入しやすくなることが知られている。

この際、かび毒に汚染された飼料が原因となって、人にとって有害な畜産物が生産され、又は家畜に被害が生ずることのないよう、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき、飼料の製造、流通等を適切に管理することが求められている。

このため、とうもろこし子実の生産においては、化学的防除（農薬の散布）及び耕種的防除（収穫後の残さの撤去又は地中へのすき込み）を組み合わせたアワノメイガ対策等の取組を行うことが重要である。

また、収穫後は、貯蔵中の子実におけるかび毒の汚染を防止するため、速やかに乾燥・サイレージ調製を行うことも重要である。

1 品種の選定

飼料用とうもろこしでは、経験的にかび毒の発生が低い品種があることが知られている。品種の選定に当たっては、地域の気象条件や栽培体系の適性を考慮して選ぶことが基本ではあるが、必要に応じて種苗メーカーから情報を収集し、かび毒に関する情報が得られた場合には品種選定の参考とすること。

2 播種時期の調整

早期に播種するほど、とうもろこし中のかび毒濃度が低く抑えられることが知られていることから、播種可能時期を迎えたら速やかに播種すること（例えば、田植え後よりは田植え前の播種）を検討する。

3 農薬（殺虫剤）の散布

絹糸抽出期前後にアワノメイガが産卵すると、幼虫による子実等の食害リスクが高くなることから、絹糸抽出期前後に散布する。また、農薬の使用に当たっては、当該農薬のラベルに記載されている、作物名、適用害虫名、希釈倍数、使用時期等の使用基準を守ること。

子実のみ（イアコーンサイレージを含まない）を収穫・利用するために栽培する飼料用とうもろこしに使用可能であって、アワノメイガに登録のある農薬は以下のとおりで

ある（令和5年3月現在）。

農薬の種類
カルタップ水溶剤
B T水和剤

4 収穫後の速やかな乾燥・サイレージ調製

収穫後、子実水分が高い状態で保管すると腐敗やかび毒の汚染リスクが高くなることから、速やかに乾燥又はサイレージ調製する。

5 収穫後の残さの撤去又は地中へのすき込み

アワノメイガの幼虫は、とうもろこし子実を収穫した後の植物残さで越冬することから、収穫後はほ場から植物残さを撤去するか地中へのすき込みを行う。

※かび毒について

かび毒とは、植物病原菌であるかびや貯蔵穀物などを汚染するかびが産生する化学物質であり、人や家畜の健康に悪影響を及ぼすものをいう。

飼料用とうもろこしの子実には、ゼアラレノン、デオキシニバレノール、フモニシン類、アフラトキシン類等のかび毒が含まれる場合があることから、栽培・調製等の各段階で適切な管理を行い、かび毒の含有レベルをできるだけ低く抑えることが、人や家畜の健康を保護する上で大変重要である。

写

4 消安第 7174 号
4 畜産第 2770 号
令和 5 年 3 月 23 日

関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
畜産局飼料課長

飼料用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減に向けた技術指導について

このことについて、別添のとおり通知しましたので、御留意の上、貴団体の会員又は組合員に対する周知・徹底の御協力をお願いします（※）。

※ 下線部について、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長宛ての場合は「お知らせします」とする。

(関係団体の長)

一般社団法人 全国農業協同組合中央会代表理事会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
公益社団法人 畜産技術協会会長
公益社団法人 中央畜産会会長
一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長
公益社団法人 配合飼料供給安定機構理事長
飼料輸出入協議会理事長
協同組合日本飼料工業会会長
全国肉牛事業協同組合理事長
全国肉用牛経営者会議会長
一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会代表理事会長
一般社団法人 日本家畜商協会会長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人 全国酪農協会会長
一般社団法人 中央酪農会議会長
一般社団法人 Jミルク会長
一般社団法人 日本養豚協会会長
全国養鶏経営者会議会長
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会代表理事会長
一般社団法人 日本食鳥協会会長
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長
一般社団法人 日本養鶏協会会長
一般財団法人 食品環境検査協会理事長
一般財団法人 生物科学安全研究所理事長
一般財団法人 日本食品分析センター理事長
一般財団法人 日本食品検査理事長
一般社団法人 日本科学飼料協会理事長
公益財団法人 日本肥糧検定協会理事長
全国油脂事業協同組合連合会会長
一般社団法人 日本植物油協会会長
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター理事長

令 和 5 年 度

予算概算決定の概要
消費・安全局畜水産安全管理課

令 和 4 年 1 2 月

農 林 水 産 省

令和5年度 畜水産安全管理課予算概算決定の概要

※デジタル庁計上

事業名	頁	R5決定額 (R4当初予算)	
1. 生産資材 (飼料・動物用医薬品) の安全確保			
◆ 安全な生産資材の安定供給の推進	1	370	(419) 百万円の内数
◇ 生産資材安全確保対策事業委託費	2	237	(269) 百万円
◇ 動物用医薬品対策事業	3	63	(74) 百万円
◇ 薬事監視事務委託費	4	2	(2) 百万円
2. 畜産・水産分野における薬剤耐性対策			
◆ 抗菌剤に頼らない畜水産物の生産体制の推進	5	480	(531) 百万円の内数
		2,006	(2,041) 百万円の内数
		38※	(54) 百万円
◇ 生産資材安全確保対策事業委託費 <再掲>	(2)	237	(269) 百万円
◇ 動物用医薬品対策事業 <再掲>	(3)	63	(74) 百万円
◇ 飼養衛生管理情報通信整備事業委託費	6	32※	(48) 百万円
◇ 水産防疫対策事業 <再掲>	(9)	82	(83) 百万円
◇ 動物医薬品検査所の検査事業費	7	281	(323) 百万円
		77※	(67) 百万円
◇ 養殖衛生管理体制の整備 (消安交付金) <再掲>	(10)	2,006	(2,041) 百万円
3. 獣医事			
◇ 獣医療提供体制整備推進総合対策事業	8	240	(262) 百万円
4. 水産安全・水産防疫			
◇ 水産防疫対策事業	9	82	(83) 百万円
◇ 養殖衛生管理体制の整備 (消安交付金)	10	2,006	(2,041) 百万円の内数
◇ 海洋生物毒の監視の推進 (消安交付金)	11	2,006	(2,041) 百万円の内数
5. 牛トレーサビリティ			
◇ 牛個体識別台帳システム信頼性確保対策事業【新規】	12	26	(-) 百万円

安全な生産資材の安定供給の推進

【令和5年度予算概算決定額 370(419)百万円の内数】
 (令和4年度補正予算額 48百万円)

<対策のポイント>

生産資材の安全確保に向けた科学データの収集分析、リスク管理措置の基礎となる試験法の開発、管理手法検証、現場実装のための試験等を実施します。また、安定供給に向けた新技術による動物用医薬品等の開発支援、ドローン用農薬等の登録拡大を促進します。

<政策目標>

国際的な標準に整合した制度の下、最新の科学的な知見に基づき、**生産資材の安全と品質を確保し、安定的に供給**

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品に関する安全確保対策

- ① 新たな散布方式での薬効・薬害の効率的な評価、被覆による土壌くん蒸剤の使用量減少効果の検証等、**農薬の安全性向上に必要な調査・試験**を行います。
- ② 未利用資源の肥料化の促進に向け、**生分解性プラスチックの適切な分解処理工程の検討、新たな摂取防止材についての調査**を行います。
- ③ 飼料中の**有害物質の含有実態調査、畜産物への残留・移行試験、安全な国産飼料用子実用とうもろこし生産に向けたかび毒の発生抑制対応**等を行います。
- ④ 家畜への使用基準設定等**動物用医薬品の安全性に関する評価の充実に必要な調査・試験、いのしし用国産豚熱経口ワクチンの現場実装対応**を行います。

2. 動物用医薬品の迅速かつ安定的な供給

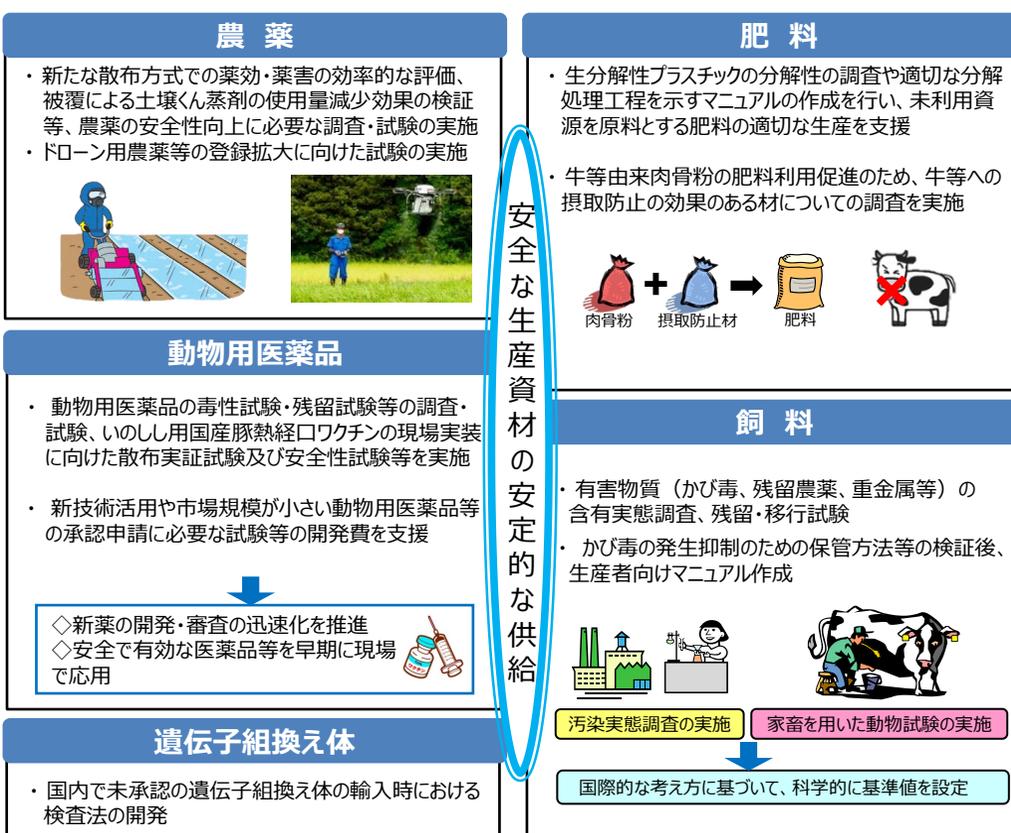
新技術を活用した動物用医薬品、希少疾病用の医薬品や市場規模の小さいみつばち・養殖水産動物用の医薬品等の開発等を支援します。

3. ドローンによる空中散布等に対応した農薬の登録促進

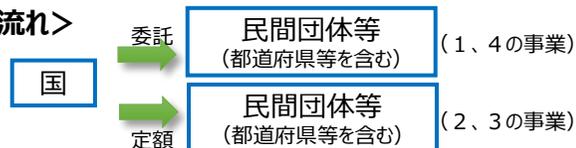
利用できる農薬が限られているドローン用農薬等の登録拡大に向けた試験の実施を支援します。

4. 遺伝子組換え体の輸入時における検査方法の開発

未承認遺伝子組換え農作物の流入を的確に防止する観点から、栽培用種子等の輸入時の検査に利用可能な検査法を開発します。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1 ①②、4の事業)

消費・安全局農産安全管理課 (03-3591-6585)

(1 ③④、2の事業)

消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2104)

-1- (3の事業)

消費・安全局植物防疫課 (03-3502-3382)

<対策のポイント>

生産資材の安全確保に向けた科学データの収集分析、リスク管理措置の基礎となる試験法の開発、管理手法検証、現場実装のための試験、薬剤耐性菌のまん延防止対策等を推進します。

<政策目標>

国際的な標準に整合した制度の下、最新の科学的な知見に基づき、安全な生産資材の安定供給を推進し、農畜水産物への消費者の信頼確保に貢献

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農薬、肥料、飼料及び動物医薬品に関する安全確保対策の実施

- ① 新たな散布方式での薬効・薬害の効率的な評価、被覆による土壌くん蒸剤の使用量減少効果の検証等、**農薬の安全性向上に必要な調査・試験**を行います。
- ② 生ごみ袋等として肥料に混入する**生分解性プラスチックの分解性の調査や適切な分解処理工程の検討、分解処理マニュアルの作成**を行います。
- ③ りんの供給源として活用が期待できる**牛等由来肉骨粉の肥料利用促進のため、牛等への摂取防止の効果のある材についての調査**を行います。
- ④ バイオスティミュラント等の**新規資材の開発動向や海外での規制状況**を調査します。
- ⑤ 飼料中の**有害物質の含有実態調査、畜産物への残留・移行試験、効率的な検査法の開発等**を行います。
- ⑥ 安全な国産飼料用子実用とうもろこし生産に向けた、**かび毒の発生抑制のための管理手法の検証**を行います。
- ⑦ 家畜への使用基準設定等、**動物用医薬品の安全性に関する評価の充実に必要な調査・試験**を行います。
- ⑧ いのしし用国産豚熱経口ワクチンの**現場実装**に向けた散布実証試験、安全性試験等を実施します。

2. 薬剤耐性対策アクションプランを踏まえた薬剤耐性菌の監視・動向調査、抗菌剤の慎重な使用に関する対策の実施

- ① 動物用医薬品等として抗菌剤が使用されている**家畜、畜産環境、養殖水産動物、愛玩動物における薬剤耐性菌発現の動向調査**を行います。
- ② 抗菌剤の慎重使用の取組を推進するため、**獣医師、生産者等に対する普及啓発、薬剤感受性試験の技術研修等**を行います。

<事業の流れ>

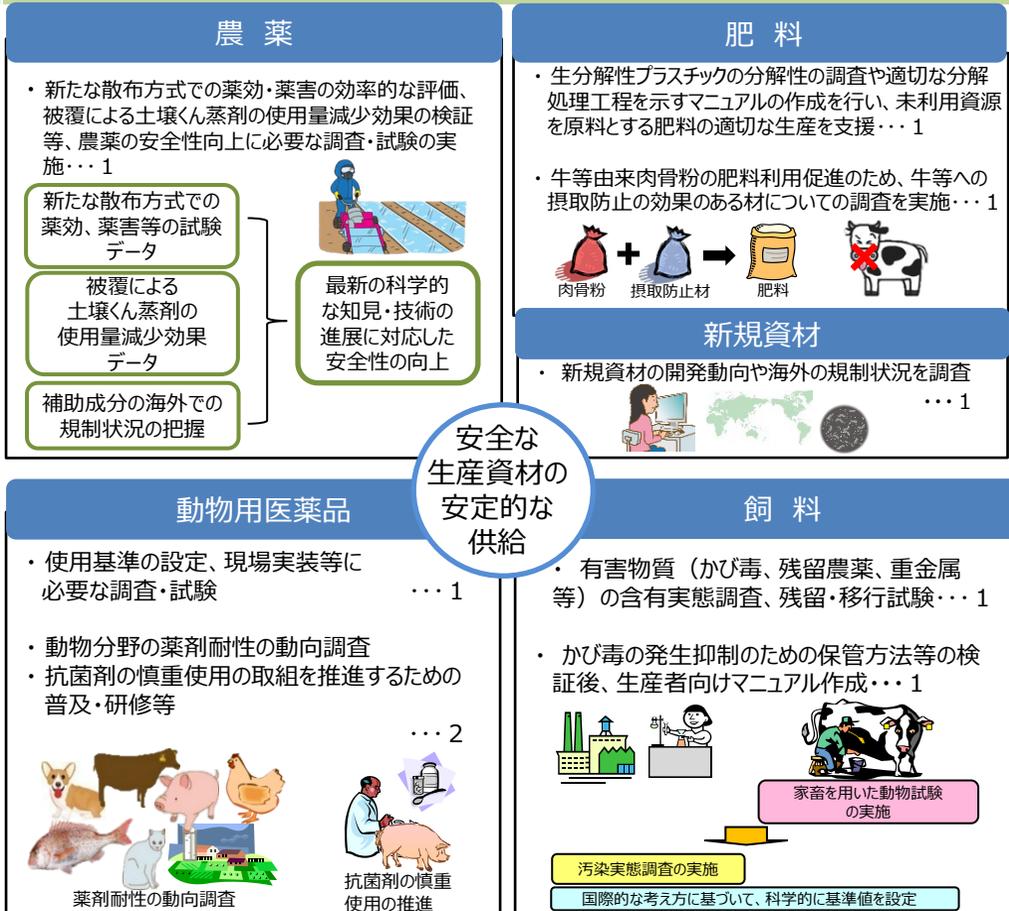


【お問い合わせ先】

-2-

49

(1 ①～④の事業) 消費・安全局農産安全管理課 (03-3591-6585)
 (1 ⑤～⑧、2の事業) 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2104)



<対策のポイント>

国産豚熱経口ワクチンや市場規模が小さい家畜・養殖水産動物、薬剤耐性対策に必要な動物用医薬品等の実用化を促進し、動物用医薬品等の迅速な承認審査を行い、外国との承認申請審査の基準を調和することで、国内で開発された動物用医薬品等の市場拡大を支援し、持続的な生産や国際競争力の強化を図ります。

<事業目標>

動物用医薬品の迅速な承認審査の実施、家畜・養殖水産動物の防疫体制の構築、薬剤耐性対策に必要な動物用医薬品等の安定供給

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 動物用医薬品の承認申請資料に関する国際基準作成の推進

動物用医薬品の承認申請資料に関する国際基準への我が国の実態の反映及び当該基準の新興国への普及啓発活動を推進します。

2. 新技術を活用した動物用医薬品等の実用化の促進や基準等の作成

新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請に必要な試験方法の基準の作成及び承認申請に必要な有効性等を確認する試験などの開発費を支援します。

3. 希少疾病等用動物用医薬品の実用化の促進

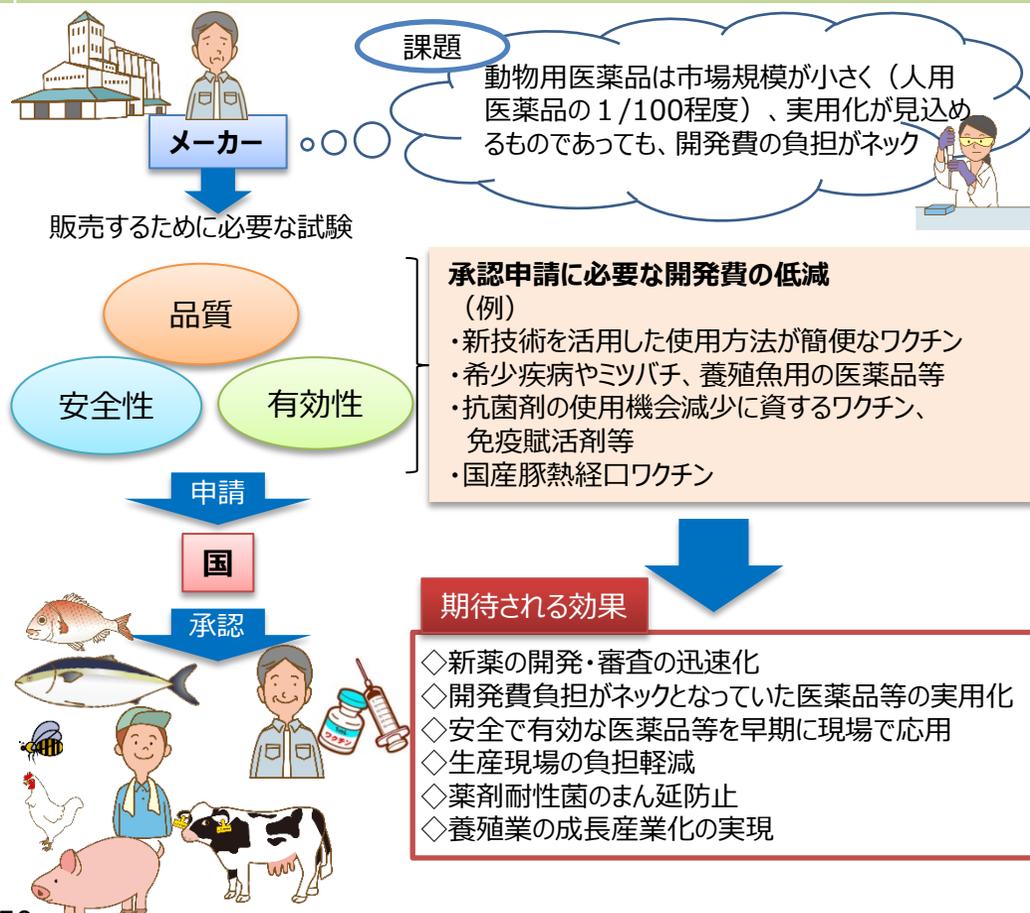
市場規模が小さい家畜や養殖業の成長産業化に必要な水産動物の医薬品等の実用化に向け、承認申請に必要な有効性等を確認する試験などの開発費を支援します。

4. 薬剤耐性菌リスク低減のための動物用ワクチン等の実用化の促進

抗菌剤の使用機会を減少させるため、感染症を予防するワクチンや免疫賦活剤など抗菌剤の代替となる薬剤や試薬、飼料添加物等の開発費を支援します。

5. 国産豚熱経口ワクチンの承認に向けた対応

現在開発中のいのしし用国産豚熱経口ワクチンの飼養豚への早期応用に向け、承認申請に必要な有効性等を確認する試験などの開発費を支援します。



<事業の流れ>



<対策のポイント>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、**都道府県の薬事監視員が製造販売業等の許可や動物用医薬品の検定の事務**を実施します。

<事業目標>

動物用医薬品等の製造販売業等の許可・検定等を法に基づき適正に実施し、**動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保**

<事業の内容>

<事業イメージ>

<背景>

薬事監視事務は、医薬品医療機器等法及び同法施行令において地方自治法に規定する**法定受託事務**とされるとともに、その経費は地方財政法により**地方公共団体が負担する義務を負わない経費**として規定されています。

<事業の内容>

1. 製造販売業者等の許可等のための事務

製造販売業者等の許可等の申請を都道府県が受け付け、施設や業務体制の審査のため、都道府県の薬事監視員が立入検査を行います。

2. 動物用医薬品の検定のための事務

動物用医薬品の検定の申請を都道府県が受け付け、都道府県の薬事監視員が検定試験品の採取等を行います。

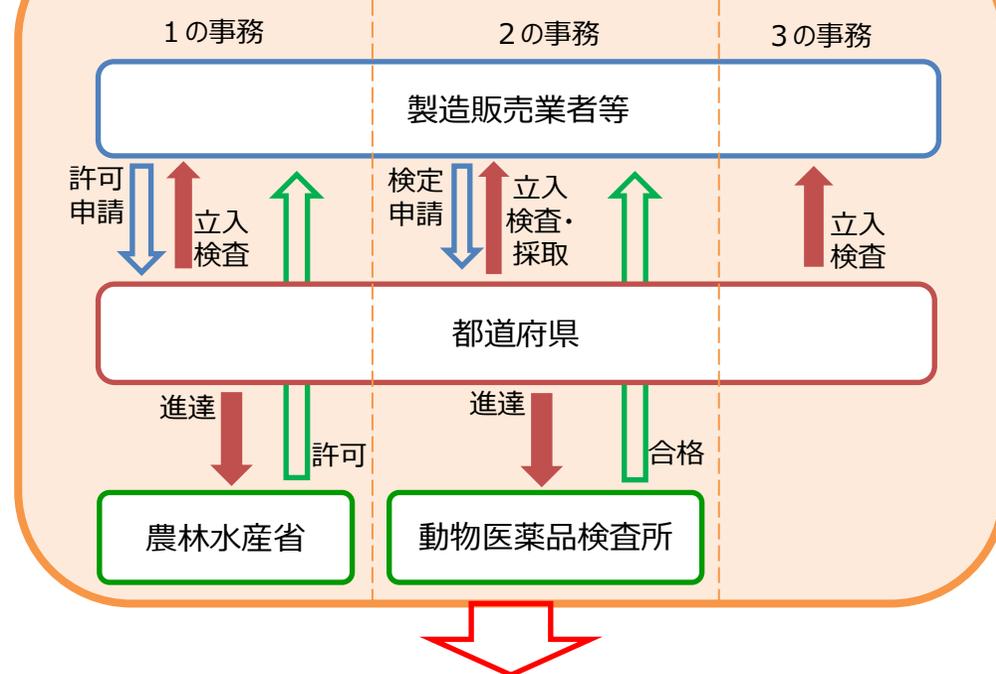
3. 製造販売業者等の監視事務

法や基準等への遵守状況の確認のため、製造販売業者等へ都道府県の薬事監視員が立入検査を行います。

<事業の流れ>



適正かつ効率的な薬事監視事務の実施



医薬品の品質、安全性及び有効性の確保

抗菌剤に頼らない畜水産物の生産体制の推進

【令和5年度予算概算決定額 480 (531) 百万円の内数
消費・安全対策交付金 2,006 (2,041) 百万円の内数】
【令和5年度予算概算決定額 (デジタル庁計上) 38 (54) 百万円】
【令和4年度補正予算額 (デジタル庁計上) 232百万円】

<対策のポイント>

畜水産物の安定供給に必要な抗菌剤は、その不適切な使用を原因とした薬剤耐性菌の発生により、動物だけでなく、人への悪影響も懸念されることから、国内外で使用に関する厳しい対応が求められています。このため、**抗菌剤に頼らない畜水産物の生産体制構築が急務**となっていることから、**ワクチン、代替薬、迅速な診断手法等の開発を支援**するとともに、**薬剤耐性菌の監視・動向調査、抗菌剤の慎重な使用に関する研修**を実施します。

<事業目標>

薬剤耐性菌の発生を抑え、国産の畜水産物に対する消費者の信頼確保に貢献するとともに、持続的な畜産物の生産体制を構築

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. ワクチンや代替薬等の開発・実用化の促進 246 (270) 百万円の内数

- 迅速かつ的確な抗菌剤選択に基づく薬剤耐性菌のまん延を防止する診断・制御法を開発します。
- 抗菌剤の使用機会の減少に資するワクチン・免疫賦活剤・抗菌剤の代替薬剤・試薬等の開発・実用化を支援します。

2. 監視・動向調査、抗菌剤の慎重な使用に関する研修の実施

2,240 (2,303) 百万円の内数

(デジタル庁計上) 38 (54) 百万円

(令和4年度補正予算額 (デジタル庁計上) 232百万円)

- 農場ごとの抗菌剤の使用実態を正確に把握し、獣医師の投薬指導、畜産物の輸出時に必要な投薬証明に活用できるシステム構築に向けた調査等を実施します。
- 家畜、養殖水産動物等における**薬剤耐性菌発現の動向調査**や、ヒト、動物、食品等由来の薬剤耐性菌について、全ゲノム解析を用いた遺伝子レベルでの比較解析等を行い、伝達過程の関連性について調査研究を実施します。
- 獣医師、生産者等への**抗菌剤の慎重な使用に関する研修**を実施します。

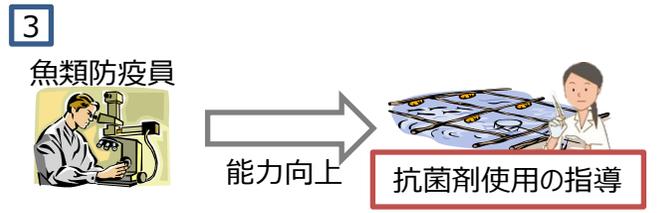
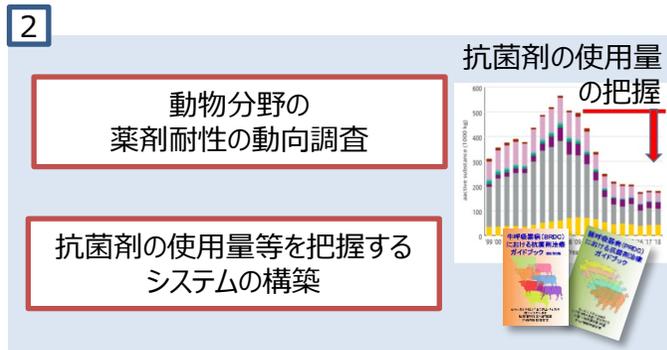
3. 養殖水産分野における指導體制の構築 2,006 (2,041) 百万円の内数

都道府県が行う魚類防疫員等への**抗菌剤の慎重な使用に関する研修**を支援します。

<事業の流れ>



ワクチン等の疾病予防により抗菌剤の使用機会減少



畜水産物に対する国内外の消費者の信頼確保
持続的な畜水産物の生産体制を構築
動物での抗菌剤の有効性確保
安全な畜水産物の安定供給
薬剤耐性菌の発生抑制

<対策のポイント>

畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況、と畜検査結果等の情報について、**関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築**します。

<事業目標>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発 [令和7年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

飼養衛生管理情報通信整備事業

畜産現場を取り巻く環境では、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用や指導の充実が必要等の声が挙がっています。このため、デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステムを段階的に開発します。

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築



- フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
- 輸出時の基礎データとしても活用

① システム設計・開発

農林水産省共通申請サービス(eMAFF)による申請機能やデータベースも利用して、生産者による飼養衛生管理基準の自己点検結果、家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準遵守の確認、病性鑑定等の結果等をオンラインで関係者間で共有するシステムを設計・開発します。

生産
↓
食肉処理
↓
消費
(輸出)

① 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善
【生産者】



② 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負荷の軽減
【獣医師(畜産行政)】



③ 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上
【獣医師(畜産行政、家畜診療)】



④ 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用
【関係者全体】



⑤ 各国の基準に適應した畜産物の生産による輸出促進
【生産者】



⑥ と畜検査結果等の改善による廃棄の減少、蓄積データの活用
【獣医師(公衆衛生行政)】



⑦ データ活用を通じた情報発信及び飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給【消費者】



◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応【関係者全体】

② システム開発に係る調査検討・要件定義

令和6年度以降に設計・開発する防疫措置情報、生産資材の使用状況、と畜検査結果等の情報の共有・分析機能や、これら情報を扱う新業務に関する調査検討・要件定義等を実施します。

③ システム構築検討会

有識者、自治体、関係団体など畜産関係者により、システム構築に係る検討会を開催し、意見や情報の交換を実施します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

消費・安全局食品安全政策課 (03-6744-0490)
 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)
 消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)

<対策のポイント>

動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を通じて、動物の命を守るとともに、食の安全を守ります。

<事業目標>

- 検定・検査の適正な実施により、品質の確保された動物用医薬品等の安定供給に貢献
- 動物用医薬品等の効果的な使用に係る情報を迅速に提供することで、家畜防疫に貢献
- 我が国の薬剤耐性対策アクションプランに沿った取組を推進し、薬剤耐性菌の発生を抑え、国産畜水産物に対する消費者の信頼確保に貢献
- 承認審査の効率化・迅速化による有用な動物用医薬品等の円滑な供給や、獣医師等に対する適切な情報提供により動物衛生の向上に貢献

<事業の内容>

1. 動物用医薬品等の検査対応

ISO認定の取得や外部精度管理試験の受検、計画的な機器更新により、適正な検定・検査を行い、品質の確保された動物用医薬品等の安定供給に貢献します。また、試験検査に関する信頼性水準を確保・維持するため、標準品の作成及び配付を安定的に行います。

2. 動物用医薬品等の効果的な使用に係る情報提供

豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の疾病発生に対し、家畜防疫に重要な動物用医薬品の適切かつ効果的な使用に係る情報を動物を用いた試験の実施により収集し、獣医師等の動物用医薬品等の使用者へ迅速に提供します。

3. 薬剤耐性対策の推進

動物分野における薬剤耐性対策の基幹検査機関として、薬剤耐性菌の動向調査的確な実施、ゲノム解析等の活用による薬剤耐性菌の発生・伝播機序の解明を通じて、薬剤耐性菌のリスク低減及び国産畜水産物の信頼性確保に貢献します。

4. 動物用医薬品等の承認審査及び情報提供の効率化・迅速化

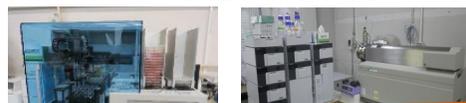
ICTを活用した情報システムを用いて承認審査の効率化・迅速化を図ることにより、有用な動物用医薬品等の円滑な供給に貢献します。また、動物用医薬品等情報や副作用情報をデータベース化して獣医師等に提供することで動物衛生の向上に貢献します。

<事業イメージ>

1 動物用医薬品等の検査対応

有効性・安全性の確保された動物用医薬品等の安定供給に貢献

・精度管理試験の受検、計画的な機器更新の実施→検査の信頼性向上・維持



検査機器

2 動物用医薬品等の効果的な使用に係る情報提供

我が国の家畜防疫に貢献

・動物を用いた試験を実施→動物薬の効果的な使用に係る情報収集



動物の命と食の安全を守る

3 薬剤耐性対策の推進

我が国の薬剤耐性対策の向上や畜水産物の信頼性の確保に貢献

・薬剤耐性菌の動向調査及び伝播機序等の解明→薬剤耐性菌のリスク低減



4 動物用医薬品等の承認審査及び情報提供の効率化・迅速化

動物薬の円滑な供給/動物衛生の向上

・ICTの活用による承認審査に要する時間の短縮→動物薬が迅速に市場へ
・動物用医薬品関連情報システムの開発・整備



<対策のポイント>

地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医大学への地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の給付、獣医学生を対象とした臨床実習、女性獣医師に対する就業支援、遠隔診療の推進等による産業動物獣医師の活動環境整備等により、**産業動物獣医師の育成・確保を図ります。**

<政策目標>

地域における産業動物獣医師の育成・確保等を通じた産業動物獣医療の適時・適切な提供

<事業の内容>

1. 修学資金の給付による就業の誘導

地域における産業動物獣医師への就業を志す獣医学生や高校生等※を対象として、入学時の納付金(入学金等)に相当する**修学資金**と大学入学後に**私立学生月額18万円・国公立学生月額10万円・国公立学生月額5万円(要件緩和型)**を上限とする**修学資金(最長6年間)**を給付します。

※ 地域において産業動物獣医師として従事することを条件に、獣医系大学が設定する選抜枠を利用して入学する高校3年生等

2. 獣医学生の臨床実習・獣医師の技術向上・女性獣医師等の就業支援

- ① 産業動物診療や家畜衛生行政についての**臨床実習等**や将来の就業先について考える機会を提供するセミナー等を実施します。(獣医学生対象)
- ② **産業動物獣医師への理解を深めるセミナー**等を実施します。(中高生等対象)
- ③ 産業動物分野における管理獣医師育成のための**長期研修等**、現場で必要とされている知識・技術向上のための**卒後研修等**を実施します。(獣医師対象)
- ④ **職場復帰・再就職**に向けた最新の知識の習得やスキルアップを図るための**研修**及び女性獣医師の就業に対する理解を醸成するための講習を支援します。(女性獣医師等及び雇用者対象)
- ⑤ 公務員獣医師や産業動物診療獣医師の**中途採用向け**に職場紹介**セミナー**等を実施します。(中途採用者対象)
- ⑥ **地域の特性を踏まえた産業動物獣医療提供体制の整備**を図る取組等を支援します。(獣医師対象)

3. 産業動物遠隔診療の推進に対する支援

デジタル技術を活用して畜産生産基盤整備のための獣医療提供体制の強化に向けて、**場所を選ばない迅速な診断**を可能とする**遠隔診療**を支援します。(獣医師対象)

<事業イメージ>



<事業の流れ>



<対策のポイント>

養殖業の成長産業化を進め、輸出拡大に向けて抗菌剤に頼らない養殖生産体制の推進等を図るため、これまでの取組に加え、**遠隔診療も活用した獣医師と都道府県の魚類防疫員が連携して診断できる体制の整備**を新たに実施します。

また、地域が一体となって行う**防疫体制整備を支援**します。

<事業目標>

- 水産資源保護法に規定する疾病について、国内への新たな侵入を防止
- 養殖業成長産業化総合戦略〔2030年目標〕及び農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略〔2025年目標〕の成果目標の達成
- 関係者が一体となった水産防疫体制整備プログラムの作成・実施を行い、モデル地域における疾病発生件数の半減〔5年間〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 水産防疫対策委託事業

新たな伝染性疾病の国内への侵入を防止するとともに、養殖業等における既存の伝染性疾病発生による被害を防ぐため、以下の取組みを実施します。

- ① 疾病のリスク評価
- ② 疾病の診断・予防・まん延防止等に係る技術開発や電子カルテの整備、魚病診断機関の検査精度管理体制の確立
- ③ 魚病の診療体制強化のための獣医師等を対象とした研修の充実
- ④ 国際基準・情勢に対応したアクティブサーベイランスの実施、錦鯉の輸出に資する検査法の開発
- ⑤ プリ類等の戦略的養殖品目の疾病に対応するためのDNAワクチン等新たなワクチンやワクチン接種プログラムの開発

2. 水産動物防疫体制整備モデル事業

水産防疫体制整備プログラムの作成や技術指導、種苗検査、組織的なワクチン接種の推進の取組を支援します。

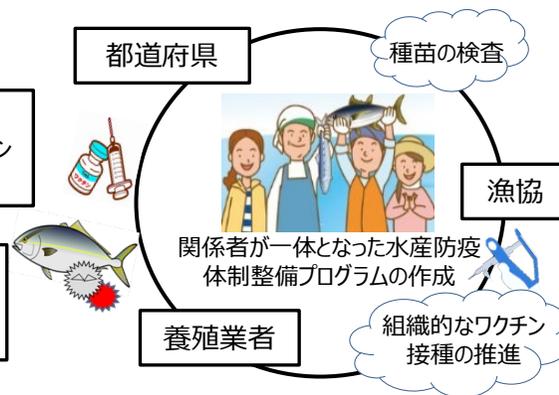
<事業の流れ>



1. 水産防疫対策委託事業



2. 水産動物防疫体制整備モデル事業



- ・伝染性疾病の侵入防止とまん延防止 … 1①②
- ・迅速かつ精度の高い診療とそれに基づく効果的な魚病対策 … 1③
- ・疾病予防に重点を置いた対策、抗菌剤の使用抑制 … 1⑤
- ・輸出前検査等の負担の軽減、輸出手続の円滑化 … 1④、2

- ・地域全体での防疫強化、疾病の清浄化 … 2

**水産物の
安定供給
・
輸出促進**

養殖衛生管理体制の整備

【令和5年度予算概算決定額 消費・安全対策交付金 2,006（2,041）百万円の内数】

<対策のポイント>

養殖業者等に対し、伝染性疾病の発生予防及び発生時におけるまん延防止措置等に関する指導等を行い、養殖水産動物の衛生管理を推進します。また、抗菌剤の適正使用を指導する体制を構築するため、都道府県の魚類防疫員等に対する研修を支援します。

<政策目標>

国内養殖場における伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

<事業のイメージ>

1. 総合推進会議の開催等

全国会議や地域レベルでの会議の開催等により、魚病に関する問題や最新情報を共有し、養殖衛生対策を推進します。

2. 養殖衛生管理指導、養殖場の調査・監視、養殖衛生管理機器の整備

適正な養殖管理及び水産用医薬品等の使用を指導するとともに、養殖衛生管理技術の普及・啓発を行います。また、水産用医薬品の残留検査等や養殖衛生対策のために必要な診断機器等の整備を支援します。

3. 抗菌剤使用に係る指導体制の強化

養殖水産分野において抗菌剤の適正使用を指導する体制を構築するため、都道府県の魚類防疫員等に対する研修を支援します。

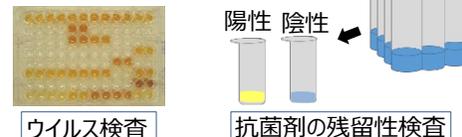
4. 疾病の発生予防・まん延防止

疾病の検査・診断、防疫指導、特定疾病のまん延防止措置等を支援します。

1. 魚病の情報共有による養殖衛生管理対策を推進



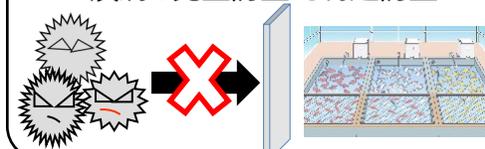
2. 養殖場の調査、適正な養殖衛生管理技術の普及・指導



3. 抗菌剤使用に係る指導体制の強化



4. 疾病の発生防止・まん延防止



国内養殖場における伝染性疾病の発生予防とまん延防止

<事業の流れ>

定額（10/10、1/2以内）



安全な水産物の安定供給を図る

海洋生物毒等の監視の推進

【令和5年度予算概算決定額 消費・安全対策交付金 2,006 (2,041) 百万円の内数】

<対策のポイント>

二枚貝等の安全性を向上させ、円滑に国内流通や輸出を行うために実施する**海洋生物毒**（毒素を有するプランクトンを摂食した二枚貝等に蓄積された毒性物質）及び**有害微生物等のリスク管理体制の整備を推進**します。

<政策目標>

海洋生物毒等の監視の推進

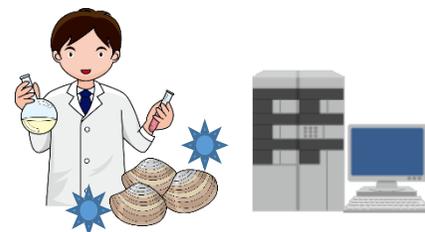
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海洋生物毒等のモニタリングのための調査分析・分析機器の整備

二枚貝等の海洋生物毒等による健康被害を未然に防止し、円滑な国内流通や輸出が行われるよう、**都道府県におけるリスク管理体制の整備を支援**します。

1. 調査分析及び分析機器の整備



2. リスク管理体制の整備

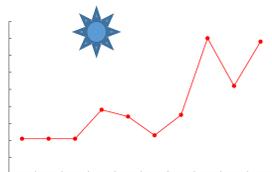


2. リスク管理体制の整備

国内リスク管理措置の策定・普及や輸出に向けた海域指定を目的とした**都道府県協議会の開催を支援**します。

- ・海域における安全な生産方法の検討や普及の実施
- ・輸出先国の求める海洋生物毒等の基準に応じた二枚貝等生産海域の設定

安全な二枚貝等の
国内流通及び輸出を推進



規制値を超過する貝毒の
検出件数の増加により、
出荷自主規制が増大



海洋生物毒の
多様化への対応

<事業の流れ>



牛個体識別台帳システム信頼性確保対策事業

【令和5年度予算概算決定額 26（-）百万円】

<対策のポイント>

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく、正確な牛個体識別情報の記録を確保し、牛や牛肉に対する信頼と遅滞のない流通を図るため、牛個体識別台帳システムのうち管理者等からの届出システム等の見直し・改善を行い、届出の単純な間違いを含む届出エラーを減少させ、**牛個体識別情報の精度向上と監視・指導業務の効率化**を図ります。

<事業目標>

管理者等からの届出に係る届出エラーの2割削減 [令和9年度まで]

<事業の内容>

牛個体識別台帳システムの高機能化による信頼性確保対策事業

管理者等が利用する届出システム等の見直し・改善による届出エラーの減少により牛個体識別情報の精度向上と監視業務の効率化を図る以下の取組を支援します。

- 届出システム等の見直し・改善に必要な方向性等の検討を行う取組。
- ①の検討結果を踏まえ、届出システムのシステム要件やシステム改修に向けての調査を行う取組。

管理者等からの届出の状況（R3年度実績）

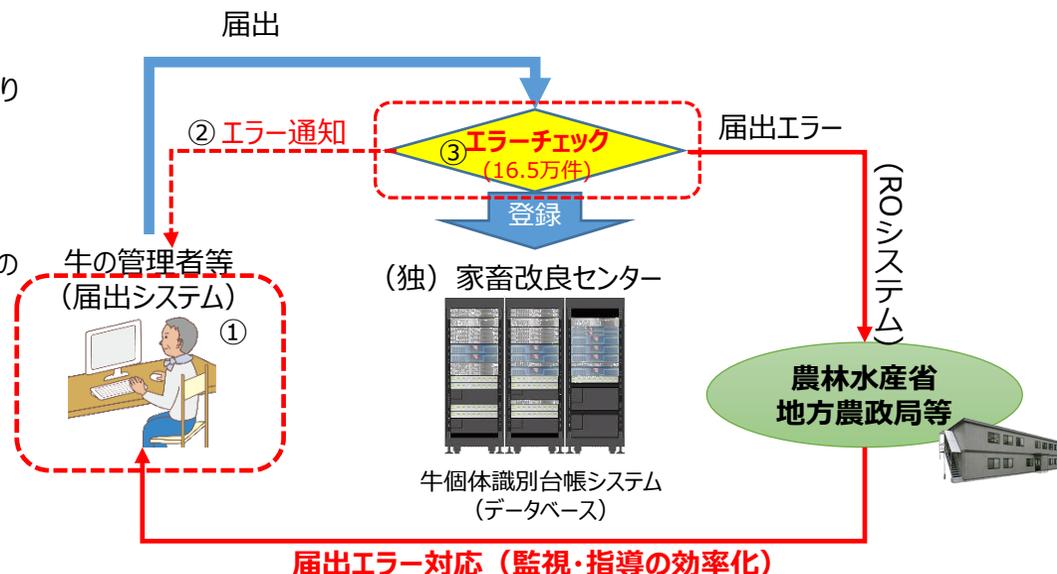
管理者からの届出数	届出エラー数	届出エラー率
1,120万件	16.5万件	(1.5%)

2割削減

R9年度目標

13.2万件▲3.3万件 (1.2%)

<事業イメージ>



<届出システム等の見直し・改善方法の例>

- 届出必須項目等の入力規制の強化
- 届出エラーが生じた場合、届出者に分かるようシステム上で通知
- 正確な届出に資するようエラーチェック条件の見直し 等

<事業の流れ>

